する条例

次

目

例

条

○特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正

○フレックスタイム制の導入に伴う関係条例の整備に関する条例 ○職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

○個人情報の保護に関する法律施行条例

○情報公開条例の一部を改正する条例 ○核燃料税条例

○申請等の受理の特例に関する条例の一部を改正する条例 ○事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

○総合運動場条例等の一部を改正する条例

○損失補償契約に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の

部を改正する条例

条

例

特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年十二月二十一日

○宮城県条例第六十九号

(1)

号

0)

一部を次のように改正する。

宮城県知事

村

井

嘉

浩

一条 特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例 (昭和二十六年宮城県条例第

第

特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

人

(県政情報・文書課)

 \equiv

同 三五.

務 課 三六

税

市 町村 課 三八

○宮城県条例第七十号

同 三九

スポーツ振興課等) 三九

商工金融課) 三九

る

第 条 第四条第三項中「百分の百六十七・五」を「百分の百六十五」に改める 附 特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

を「百分の百六十七・五」に改める。

発 行 宮 城 県 (総務部県政情報·文書課) 宮城県仙台市青葉区 本町三丁目8番1号 本町三丁目8番22(211)2267

1

(毎週火,金曜日発行)

事 課 ページ 2 3 第四条第三項中「百分の百六十二・五」

日から施行する。 「新条例」という。)第四条の規定は、令和四年十二月一日から適用する 第一条の規定による改正後の特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例 (期末手当の内払) この条例中第一条、 (施行期日等) 次項及び附則第三項の規定は公布の日から、

第二条の規定は令和五年四月一

。 以 下

末手当の内払とみなす。 に旅費及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、新条例の規定による期 新条例の規定を適用する場合においては、第一条の規定による改正前の特別職の職員の給与並び

職員の給与に関する条例等の 部を改正する条例をここに公布する。

令和四年十二月二十一日

宮城県知事

村

井

嘉

浩

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正

第一条 職員の給与に関する条例(昭和三十二年宮城県条例第二十九号) の一部を次のように改正す

第二十条第二項第一号中「百分の九十五」を「百分の百五」に、「百分の百十五」を「百分の百

二十五」に改め、同項第二号中「百分の四十五」を「百分の五十」に、「百分の五十五」を「百分 の六十」に改める。

206,100	255,000	296,400	341,600	366,800			EH.		
							別表第一		
207,400	256,400	297,900	343,500	368,100			第一		
208,800	257,800	299,600	345,400	369,000			中		
210,100	259,000	301,100	347,200	370,100					
211,400	260,200	302,700	349,200	371,200	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
212,500	261,400	304,300	350,700	372,000	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
213,800	262,700	306,100	352,100	372,900	円	円	円	円	F
215,100	264,200	307,700	353,600	373,800					
216,400	265,500	309,400	355,100	374,700	146,900 148,000	196,600 198,400	232,700 234,300	265,600 267,400	291,20 293,50
217,500	266,600	310,300	356,700	375,600	149,200	200,200	235,800	269,200	295,60
218,600	267,700	311,800	357,500	376,400	150,300	202,000	237,500	271,300	297,60
219,600	269,000	313,300	358,700	377,300	100,000	202,000	201,000	271,000	231,0
220,700	270,300	314,900	359,700	378,100	151,400	203,500	238,900	273,000	299,50
220,700	270,300	314,300	333,700	370,100	152,600	205,300	240,600	274,900	301,8
221,800	271,300	316,500	360,600	378,800	153,700	207,100	242,100	274,300	304,10
222,800	272,400	318,100	361,700	379,500	154,700	209,000	243,700	278,700	306,40
223,700	273,700	319,700	362,700	380,200	104,700	209,000	440,700	210,100	300,40
					155 700	210.600	244 900	280,700	308,30
224,700	275,000	321,300	363,800	380,900	155,700 157,100	210,600 212,400	244,800 246,300	280,700	310,60
225,000	275,900	322,800	364,700	381,400	158,400	214,200	247,900	284,600	312,80
225,800	276,900	324,000	365,400	382,000	159,700	216,000	249,200	286,500	315,10
226,600	277,900	325,200	366,100	382,600					
227,300	279,000	326,400	366,800	383,300	161,000	217,300	250,800	288,500	317,20
					162,500	219,100	252,200	290,600	319,30
228,000	280,100	327,100	367,200	383,700	164,000	220,800	253,500	292,700	321,60
229,000	281,100	328,000	367,800	384,400	165,600	222,700	254,900	294,700	323,70
229,800	282,000	328,800	368,500	385,000					
230,600	283,000	329,600	369,200	385,600	166,800	224,400	256,400	296,500	325,60
		,	,		168,300	226,100	257,900	298,500	327,60
231,300	283,500	330,500	369,500	386,000	169,800	227,700	259,600	300,600	329,60
232,000	284,400	330,900	370,200	386,600	171,300	229,300	261,400	302,600	331,60
232,900	285,100	331,600	370,900	387,200		ĺ ,	ĺ	,	
233,900	286,000	332,400	371,600	387,800	172,600	230,800	263,000	304,500	333,30
200,000	200,000	002,100	0.1,000	001,000	175,300	232,400	264,700	306,700	335,50
234,600	287,000	333,200	371,900	388,200	177,900	234,000	266,300	308,700	337,50
235,200	287,800	333,900	372,500	388,700	180,600	235,600	267,900	310,800	339,60
235,800	288,600	334,700	373,200	389,200	100,000			220,000	300,00
236,500	289,400	335,400	373,800	389,800	183,100	236,700	269,800	312,500	341,00
200,000	_50,200	230,200	2.0,000	,	184,800	238,200	271,600	314,600	342,90
237,300	290,200	335,900	374,100	390,100	186,400	239,600	273,400	316,600	344,80
237,900	290,700	336,500	374,700	390,500	188,100	240,800	275,100	318,600	346,70
238,500	291,100	337,000	375,400	390,900	100,100	210,000	270,100	010,000	310,71
239,000	291,700	337,600	376,000	390,900	189,600	242,000	276,800	320,400	348,30
200,000	201,100	557,000	010,000	001,100	191,400	243,200	278,700	322,400	350,30
239,700	291,800	337,900	376,400	391,700	193,200	244,200	280,600	324,500	352,20
240,500	292,200	338,400	377,000	392,000	195,200	245,400	282,300	324,500	354,00
240,300	292,200	338,800	377,600	392,000	133,000	240,400	202,000	520,000	554,00
					106 600	246 700	283,800	327,800	355,90
242,000	292,800	339,300	378,100	392,600	196,600	246,700			
040.500	202.000	220.700	279.000	200.000	198,000	247,700	285,700	329,800	357,70
242,500	293,000	339,700	378,600	392,800	199,500	248,900	287,500	331,700	359,50
243,200	293,200	340,200	379,200	393,100	201,000	250,200	289,400	333,800	361,20
243,900	293,600	340,700	379,700	393,400	000.000	051.100	001.000	005.000	000 50
244,600	293,900	341,200	380,000	393,600	202,300	251,100	291,000	335,800	362,70
1 1					203,600	252,400	292,800	337,700	364,00
	'	'	'	,	204,800	253,600	294,600	339,700	365,40

214,300	261,100	302,700	349,200	371,200					\neg
					1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
215,400	262,200	304,300	350,700	372,000					
216,700	263,500	306,100	352,100	372,900	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
218,000	265,000	307,700	353,600	373,800	円	円	円	円	円
219,300	266,300	309,400	355,100	374,700					
220,200	267,400	310,300	356,700	375,600	150,800	199,500	235,600	267,300	292,100
220,200	267,400	311,800	357,500	376,400	151,900 153,100	201,300 203,100	237,200 238,700	269,000 270,500	294,400 296,500
222,300	269,100	313,300	358,700	377,300	154,200	203,100	240,200	272,300	298,500
223,300	270,300	314,900	359,700	378,100	101,200	201,500	210,200	212,000	230,000
					155,300	206,400	241,500	274,000	300,300
224,300	271,300	316,500	360,600	378,800	156,500	208,200	243,100	275,900	302,300
225,200	272,400	318,100	361,700	379,500	157,600	210,000	244,600	277,700	304,400
226,100	273,700	319,700	362,700	380,200	158,600	211,900	246,100	279,700	306,400
227,000	275,000	321,300	363,800	380,900					
					159,600	213,500	247,200	281,600	308,300
227,300	275,900	322,800	364,700	381,400	161,000	215,300	248,700	283,600	310,600
228,100	276,900	324,000	365,400	382,000	162,300	217,100	250,200	285,500	312,800
228,800 229,500	277,900 279,000	325,200 326,400	366,100 366,800	382,600 383,300	163,600	218,900	251,500	287,400	315,100
229,300	219,000	320,400	300,800	303,300	164.900	220,200	253,100	289,300	317,200
230,200	280,100	327,100	367,200	383,700	166,400	222,000	254,200	291,100	317,200
231,100	281,100	328,000	367,800	384,400	167,900	223,700	255,500	293,000	321,600
231,800	282,000	328,800	368,500	385,000	169,500	225,600	256,800	294,700	323,700
232,400	283,000	329,600	369,200	385,600		.,,,,,,,		,,,,,,,,,	
					170,600	227,200	258,100	296,500	325,600
233,000	283,500	330,500	369,500	386,000	172,000	228,900	259,500	298,500	327,600
233,600	284,400	330,900	370,200	386,600	173,400	230,500	260,900	300,600	329,600
234,200	285,100	331,600	370,900	387,200	174,800	232,000	262,400	302,600	331,600
234,900	286,000	332,400	371,600	387,800					
225 000	207.000	222.000	271 000	200 000	176,100	233,400	264,000	304,500	333,300
235,600 236,200	287,000 287,800	333,200 333,900	371,900 372,500	388,200 388,700	178,700	234,900	265,700	306,700	335,500
230,200	288,600	334,700	373,200	389,200	181,200 183,700	236,500 238,000	267,300 268,900	308,700 310,800	337,500 339,600
237,500	289,400	335,400	373,200	389,800	105,700	230,000	200,900	310,000	339,000
201,000	200,100	000,100	010,000	000,000	186,000	239,100	270,700	312,500	341,000
238,200	290,200	335,900	374,100	390,100	187,700	240,600	272,500	314,600	342,900
238,800	290,700	336,500	374,700	390,500	189,300	241,900	274,300	316,600	344,800
239,400	291,100	337,000	375,400	390,900	191,000	243,100	276,000	318,600	346,700
239,900	291,700	337,600	376,000	391,400					
					192,500	244,300	277,500	320,400	348,300
240,500	291,800	337,900	376,400	391,700	194,300	245,300	279,400	322,400	350,300
241,300	292,200	338,400	377,000	392,000	196,100	246,300	281,300	324,500	352,200
242,100	292,400	338,800	377,600	392,300	197,900	247,300	283,000	326,600	354,000
242,800	292,800	339,300	378,100	392,600	100 500	949 400	904 900	207 000	255,000
243,300	293,000	339,700	378,600	392,800	199,500	248,400	284,300	327,800	355,900
243,500	293,000	340,200	379,200	393,100	200,900 202,400	249,300 250,200	286,000 287,500	329,800 331,700	357,700 359,500
244,100	293,600	340,700	379,700	393,400	203,900	251,200	289,400	333,800	361,200
244,700	293,900	341,200	380,000	393,600	200,000	201,200	200,400	555,000	001,200
]		,	,	,	205,200	252,100	291,000	335,800	362,700
<u>'</u>		'	ı	1	206,500	253,400	292,800	337,700	364,000
		に 改			207,700	254,600	294,600	339,700	365,400
		に改める。			209,000	256,000	296,400	341,600	366,800
		۵.							
					210,300	257,300	297,900	343,500	368,100
					211,700	258,700	299,600	345,400	369,000
					213,000	259,900	301,100	347,200	370,100

別表第二中

中											
1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級						
給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額						
円	円	円	円	円	円						
171,000	186,700	212,900	252,900	296,100	322,200						
172,700	188,400	214,900	254,700	297,900	324,400						
174,500	190,200	216,900	256,500	300,000	326,500						
176,200	192,000	218,900	258,300	302,300	328,500						
177,500	193,800	220,900	260,000	304,000	330,700						
179,400	196,200	222,700	261,800	306,200	332,600						
181,300	198,500	224,800	263,400	308,200	335,000						
183,200	200,800	226,700	265,100	310,300	337,200						
184,800	202,800	228,800	266,500	312,200	338,900						
186,500	205,400	230,600	268,100	314,400	341,200						
188,200	207,900	232,400	269,400	316,500	343,400						
189,900	210,500	234,200	270,700	318,500	345,700						
191,700	212,700	236,000	272,100	320,600	347,700						
193,800	214.500	238,000	273,500	322,700	349,900						
196,000	216,300	239,900	274.600	324.900	352,100						
198,100	218,100	241,800	275,900	327,100	354,200						
200,200	220,000	243,300	276,600	328,800	356,200						
202,600	221,700	245,100	278,000	331,100	358,200						
205,000	223,700	246,900	279,500	333,200	360,200						
207,400	225,500	248,700	280,700	335,600	362,300						
209,900	227,200	250,300	282,000	337,500	364,100						
211,700	229,000	251,800	283,200	339,500	366,100						
213,400	230,800	253,000	284,500	341,600	367,900						
215,200	232,600	254,300	286,000	343,600	370,000						
217,100	234,200	255,600	287,200	345,500	371,700						
218,800	235,900	256,800	289,000	347,600	373,700						
220,600	237,700	258,100	291,000	349,600	375,700						
222,300	239,400	259,300	293,000	351,600	377,800						
224,300	240,600	260,400	295,000	353,400	379,600						
226,100	242,400	261,500	296,800	355,500	381,700						
227,900	244,200	262,700	298,500	357,300	383,800						
229,700	246,000	263,800	300,300	359,400	385,800						
231,300	247,400	264,300	302,000	360,800	387,700						
233,000	248,900	265,600	303,700	362,900	389,800						
234,700	250,200	266,700	305,600	364,800	392,000						
236,400	251,700	267,600	307,300	366,900	393,900						
237,700	253,000	268,400	309,100	368,800	395,600						
239,500	254,300	269,600	310,700	370,900	397,100						
241,300	255,500	270,600	312,600	372,900	398,400						
243,100	256,700	271,600	314,300	374,900	399,800						
244,500	257,800	272,800	316,000	377,000	401,000						
245,900	259,000	274,100	317,800	379,100	402,100						
247,200	260,000	275,400	319,700	381,200	403,100						
248,400	261,100	276,600	321,700	383,200	404,100						
249,700	261,700	277,700	323,400	384,900	405,400						

250,800	262,800	279,100	325,300	386,600	406,600
251,900	263,900	280,400	327,200	388,200	407,700
252,800	265,000	281,800	329,000	389,900	408,900
,	,		,	,	
253,600	265,800	283,600	330,400	391,400	410,200
254,700	267,000	285,300	332,000	392,400	411,000
255,800	268,000	286,800	333,400	393,400	411,800
256,900	269,100	288,300	335,200	394,400	412,500
257,400	270,300	289,800	336,700	395,700	413,000
258,600	271,200	291,400	338,400	396,800	413,700
259,500	272,600	293,100	340,000	397,900	414,400
260,600	273,800	294,800	341,800	399,100	415,000
261,500	274,800	296,200	342,700	400,400	415,700
262,500	276,300	297,900	344,400	401,200	416,100
263,300	277,500	299,700	346,000	402,000	416,700
264,300	278,900	301,500	347,600	402,700	417,300
265,500	280,500	302,900	349,300	403,200	417,700
266,100	282,100	304,700	351,000	403,900	418,300
267,200	283,400	306,600	352,700	404,600	418,800
268,100	284,900	308,300	354,400	405,400	419,300
269,200	286,300	309,600	356,000	405,700	419,900
270,400	287,500	311,300	357,600	406,400	420,500
271,500	289,000	312,700	359,200	407,100	420,900
272,400	290,400	314,400	360,800	407,700	421,400
273,600	292,000	315,800	362,000	408,100	421,800
275,000	293,500	317,200	363,500	408,600	422,100
276,200	295,100	318,500	364,800	409,200	422,400
277,500	296,700	320,000	366,200	409,700	422,700
278,800	297,900	320,800	367,400	410,200	423,000
279,900	299,300	322,400	368,600	410,600	423,300
281,300	300,800	323,900	369,900	411,100	423,600
282,500	302,300	325,600	371,200	411,600	423,900
			.=		
283,600	303,200	327,400	372,500	412,100	424,100
284,800	304,700	329,100	373,700	412,600	424,400
286,000	305,900	330,700	374,900	413,200	424,700
287,000	307,500	332,300	376,100	413,700	425,000
288,100	308,800	334,000	377,400	414,100	425,200

を

											_
1	級	2	級	3	級	4	級	5	級	6	級
給料	月額	給料	月額	給料	·月額	給料	月額	給料	·月額	給料	月額
	円		円		円		円		円		円
17	5,500	19	91,300	21	6,300	25	56,400	29	000,8	32	3,100
17	7,200	19	93,000	21	8,300	25	58,200	29	9,800	32	5,300
17	9,000	19	94,800	22	20,300	26	000,06	30	1,600	32	7,400
18	0,700	19	96,600	22	2,300	26	61,800	30	3,600	32	9,400
18	2,000	19	98,400	22	24,300	26	63,500	30	5,300	33	1,500
18	3,900	20	00,500	22	26,100	26	55,300	30	7,200	33	3,300
18	5,800	20	2,700	22	28,200	26	66,900	30	9,200	33	5,000
18	7,700	20)4,900	23	30,100	26	68,600	31	1,300	33	7,200
18	9,300	20	06,900	23	32,200	26	59,700	31	3,100	33	8,900
19	1,000	20	9,300	23	34,000	27	71,200	31	5,300	34	1,200
19	2,700	21	1,800	23	5,800	27	72,500	31	7,400	34	3,400
		'				'					

• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •						(-/
	194,400	214,100	237,600	273,700	319,400	345,700
	,	,		,	0-0,-00	0 -0,1 0 0
		0.000	000	0== 0::	001	0.4
	196,100	216,100	239,400	275,000	321,400	347,700
	198,100	217,900	241,400	276,300	323,400	349,900
				277,300		I .
	200,200	219,700	243,300		325,000	352,100
	202,200	221,500	245,200	278,500	327,100	354,200
	004.000	000 400	046.700	070.000	200 000	250 200
	204,300	223,400	246,700	279,200	328,800	356,200
	206,400	225,100	248,500	280,600	331,100	358,200
	208,700	227,100	250,300	282,000	333,200	360,200
						1
	211,000	228,900	252,100	283,200	335,600	362,300
	213,200	230,600	253,700	284,500	337,500	364,100
			1			
	215,000	232,400	255,000	285,600	339,500	366,100
	216,700	234,200	256,200	286,900	341,600	367,900
	218,500	236,000	257,500	288,100	343,600	370,000
	210,000	200,000	201,000	200,100	010,000	0,000
	220,400	237,600	258,700	289,100	345,500	371,700
	222,100	239,300	259,900	290.700	347,600	373,700
		241,100		,		
	223,900		261,200	292,400	349,600	375,700
	225,600	242,700	262,300	294,000	351,600	377,800
					l	
	997 600	942 000	262 200	206,000	252 400	379.600
	227,600	243,900	263,300	296,000	353,400	
	229,400	245,700	264,300	297,800	355,500	381,700
	231,200	247,500	265,500	299,500	357,300	383,800
		1		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
	233,000	249,300	266,500	301,300	359,400	385,800
	234,600	250,700	267,000	302,900	360,800	387,700
			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			
	236,300	252,200	268,300	304,600	362,900	389,800
	238,000	253,500	269,300	306,500	364,800	392,000
	239,700	255,000	270,200	308,200	366,900	393,900
	255,700	255,000	210,200	300,200	300,300	333,300
	241,000	256,100	271,000	309,900	368,800	395,600
	242,800	257,400	271,900	311,500	370,900	397,100
	244,600	258,600	272,900	313,400	372,900	398,400
	246,400	259,600	273,700	315,100	374,900	399,800
	247.800	260,600	274.700	316,200	377,000	401,000
	.,		. ,			
	249,200	261,700	275,800	317,800	379,100	402,100
	250,500	262,700	276,800	319,700	381,200	403,100
	251,700	263,700	277,600	321,700	383,200	
	231,700	203,700	211,000	321,700	363,200	404,100
	252,800	264,300	278,700	323,400	384,900	405,400
	253,900	265,400	280,100	325,300	386,600	406,600
	255,000	266,400	281,400	327,200	388,200	407,700
	255,700	267,500	282,800	329,000	389,900	408,900
		,	,	,	,	
	256,400	969 900	204 500	220 400	201 400	410.200
		268,300	284,500	330,400	391,400	410,200
	257,300	269,300	286,200	332,000	392,400	411,000
	258,400	270,300	287,700	333,400	393,400	411,800
	259,400	271,200	289,200	335,200	394,400	412,500
	200,400	211,200	200,200	000,200	0.74,400	714,000
	l					
	259,900	272,200	290,600	336,700	395,700	413,000
	261,100	272,900	292,200	338,400	396,800	413,700
						I .
	261,900	273,900	293,900	340,000	397,900	414,400
	263,000	274,800	295,600	341,800	399,100	415,000
	262 000	275 900	207.000	242 700	400 400	415 700
	263,900	275,800	297,000	342,700	400,400	415,700
	264,800	277,300	298,400	344,400	401,200	416,100
	265,600	278,500	300,100	346,000	402,000	416,700
	266,400	279,900	301,800	347,600	402,700	417,300
	400,400	419,900	201,000	347,000	404,700	417,300
	267,300	281,400	303,200	349,300	403,200	417,700
	267,800	283,000	304,700	351,000	403,900	418,300
	268,600	284,300	306,600	352,700	404,600	418,800
	269,200	285,800	308,300	354,400	405,400	419,300
	I	I	I	1	ı	I

270,300	287,100	309,600	356,000	405,700	419,900
271,500	288,300	311,300	357,600	406,400	420,500
272,600	289,800	312,700	359,200	407,100	420,900
273,500	291,200	314,400	360,800	407,700	421,400
274,500	292,800	315,800	362,000	408,100	421,800
275,900	293,900	317,200	363,500	408,600	422,100
277,100	295,400	318,500	364,800	409,200	422,400
278,400	296,700	320,000	366,200	409,700	422,700
279,300	297,900	320,800	367,400	410,200	423,000
280,400	299,300	322,400	368,600	410,600	423,300
281,800	300,800	323,900	369,900	411,100	423,600
283,000	302,300	325,600	371,200	411,600	423,900
284,100	303,200	327,400	372,500	412,100	424,100
285,300	304,700	329,100	373,700	412,600	424,400
286,400	305,900	330,700	374,900	413,200	424,700
287,100	307,500	332,300	376,100	413,700	425,000
288,200	308,800	334,000	377,400	414,100	425,200

に改める。

別表第三イの表中

1 級	2 級	特2級	3 級
給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
円	円	円	円
160,800	205,000	265,500	332,800
162,300	206,700	268,000	335,000
163,800	208,300	270,300	337,100
165,300	210,100	272,600	339,200
167,000	211,900	275,100	341,400
168,900	213,500	277,500	343,600
170,700	215,200	279,800	345,900
172,500	216,800	282,000	348,200
174,200	218,600	284,100	350,000
176,300	220,500	286,400	352,100
178,300	222,400	288,800	354,200
180,300	224,400	290,800	356,300
182,300	225,900	293,300	358,400
184,500	227,900	295,300	360,400
186,700	229,900	297,200	362,400
188,900	231,900	299,200	364,500
100,300	231,900	255,200	304,000
191,000	233,700	301,300	366,100
193,600	236,400	303,800	368,000
196,200	239,200	306,300	369,800
198,700	241,900	309,000	371,800
201,200	244,400	311,200	373,400
202,900	247,200	313,600	375,300
204,600	249,800	315,800	377,200
206,300	252,600	318,400	379,100
207,800	255,100	321,100	380,400
209,200	257,500	323,400	382,200
210,900	260,000	325,600	384,000
212,500	262,300	327,700	385,900
214,000	264,900	329,900	387,700
215,700	267,400	331,900	389,600
217,400	269,600	334,100	391,600
219,100	271,800	336,400	393,600
220,500	273,900	338,200	395,300
222,300	276,100	340,300	397,000
224,200	278,300	342,400	398,600
226,000	280,300	344,400	400,400
227,500	282,600	346,500	401,600
229,300	284,500	348,600	403,100
231,100	286,400	350,900	404,500
232,900	288,400	353,000	406,000
202,500	200,400	555,000	100,000

234,600	290,100	354,900	407,700
236,300	292,300	357,000	409,100
238,000	294,700	358,900	410,400
239,600	297,200	361,000	411,900
241,000	299,200	362,900	413,500
242,400	301,700	364,900	414,800
243,600	303,900	366,800	416,300
244,800	306,500	368,800	417,900
246,200	308,800	370,400	419,700
247,700	311,200	372,200	421,100
248,900	313,500	374,100	422,700
250,400	315,800	376,100	424,200
251,600	318,000	378,000	425,900
252,800	320,200	379,800	427,400
254,200	322,400	381,600	429,000
255,200	324,600	383,300	430,600
256,500	326,500	384,800	432,100
257,500	328,600	386,400	432,100
258,600	330,700	388,100	434,900
259,800	332,700	389,800	434,900
261,100	334,900	391,100	437,300
262,100	337,000	392,500	438,600
263,500	339,200	393,900	439,900
264,700	341,400	395,200	441,100
266,000	343,100	396,600	442,300
267,400	345,300	397,800	443,500
268,800	347,300	399,200	444,700
270,400	349,600	400,600	445,900
271,800	351,400	401,900	447,100
273,100	353,300	403,200	448,400
274,400	355,300	404,600	449,600
275,800	357,300	406,000	450,800
276,900	358,900	407,300	451,900
278,400	360,800	408,700	452,500
279,800	362,600	410,100	453,000

を

1 級	2 級	特2級	3 級
給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
円	円	円	円
165,100	208,300	268,800	333,800
166,600	210,000	271,200	336,000
168,100	211,600	273,500	338,100
169,600	213,400	275,700	340,200
171,300	215,200	278,100	342,200
173,200	216,800	280,400	344,000
175,000	218,500	282,700	345,900
176,800	220,100	284,800	348,200
178,500	221,900	286,900	350,000

ケット 年 30 ケ	つ和4年12月21日	小唯口	<u></u>	41/1	সং		平以		(10)
				I	100.000	I	000.000	000,000	250 100
					180,600		223,800	289,200	352,100
					182,600		225,700	291,500	354,200
					184,500		227,700	293,500	356,300
					186,500		229,200	296,000	358,400
					188,600		231,200	297,800	360,400
					190,700		233,200	299,700	362,400
					192,800		235,200	301,400	364,500
					194,900		237,000	303,200	366,100
					197,300		239,700	305,500	368,000
					199,900		242,500	307,700	369,800
					202,200		245,200	310,200	371,800
					202,200		243,200	310,200	371,000
					204,600		247,700	312,400	373,400
					206,200		250,500	314,800	375,300
					207,900		253,100	317,000	377,200
					209,600		255,900	319,600	379,100
					-,		,		
					211,100		258,200	322,000	380,400
					212,400		260,600	324,300	382,200
					214,100		263,100	326,500	384,000
					215,700		265,300	328,600	385,900
					217,200		267,800	330,700	387,700
					218,900		270,200	332,400	389,600
					220,600		272,400	334,100	391,600
					222,300		274,500	336,400	393,600
					223,700		276,600	338,200	395,300
					225,500		278,800	340,300	397,000
					227,400		280,900	342,400	398,600
					229,000		282,900	344,400	400,400
					223,000		202,300	311,100	100,100
					000 500		005.000	046500	401.000
					230,500		285,200	346,500	401,600
					232,300		286,900	348,600	403,100
					234,100		288,800	350,900	404,500
					235,900		290,600	353,000	406,000
					237,600		292,100	354,900	407,700
					239,300		294,100	357,000	409,100
					241,000		296,100	358,900	410,400
					242,600		298,200	361,000	411,900
					243,800		300,200	362,900	413,500
					245,200		302,700	364,900	414,800
					246,400		304,900	366,800	416,300
					247,500		307,500	368,800	417,900
					211,000		501,500	300,000	111,500
					940 000		200.700	270.400	410.700
					248,800		309,700	370,400	419,700
					250,200		312,100	372,200	421,100
					251,400		314,400	374,100	422,700
					252,700		316,700	376,100	424,200
					253,900		318,800	378,000	425,900
					255,100		320,600	379,800	427,400
					256,400		322,700	381,600	429,000
					257,400		324,600	383,300	430,600
					258,700		326,500	384,800	432,100
					259,400		328,600	386,400	433,700
					260,500		330,700	388,100	434,900
				I	200,000	I	300,100	000,100	101,000
·			_			· ·	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		·

61,500	332,700	389,800	436,100
62,600	334,900	391,100	437,300
63,500	337,000	392,500	438,600
64,600	339,200	393,900	439,900
65,400	341,400	395,200	441,100
66,700	343,100	396,600	442,300
68,100	345,300	397,800	443,500
69,500	347,300	399,200	444,700
71,100	349,600	400,600	445,900
72,400	351,400	401,900	447,100
73,700	353,300	403,200	448,400
75,000	355,300	404,600	449,600
76,400	357,300	406,000	450,800
77,400	358,900	407,300	451,900
78,900	360,800	408,700	452,500
30,300	362,600	410,100	453,000
	51,500 52,600 53,500 54,600 55,400 66,700 68,100 59,500 71,100 72,400 73,700 75,000 76,400 77,400 78,900 80,300	52,600 334,900 53,500 337,000 54,600 339,200 55,400 341,400 56,700 343,100 58,100 345,300 59,500 347,300 71,100 349,600 72,400 351,400 75,000 355,300 76,400 357,300 77,400 358,900 78,900 360,800	52,600 334,900 391,100 53,500 337,000 392,500 54,600 339,200 393,900 55,400 341,400 395,200 56,700 343,100 396,600 58,100 345,300 397,800 59,500 347,300 399,200 71,100 349,600 400,600 72,400 351,400 401,900 73,700 353,300 403,200 75,000 355,300 404,600 76,400 357,300 406,000 77,400 358,900 407,300 78,900 360,800 408,700

に改め、別表第三ロの表中

2 級 特2級 3 級 1 級 給料月額 給料月額 給料月額 給料月額 円 円 円 円 160,800 176,700 265,500 294,500 162,300 178,800 268,000 297,100 163,800 181,000 270,300 300,000 165,300 183,200 272,600 302,500 305,000 167,000 185,200 275,100 168,900 187,400 $277,\!500$ 307,200 170,700 189,600 279,800 309,600 172,500191,800 282,000 312,000 174,200 193,900 284,100 314,400 176,300 196,800 286,400 316,800 178,300 199,500 288,800 319,500 180,300 202,200 290,800 322,500 182,300 205,000 293,300 324,900 184,500 206,700 295,300 326,800 186,700 208,300 297,200 328,700 188,900 210,100 299,200 330,800 191,000 211,900 301,300 332,800 193,600 213,500 303,800 335,000 196,200 215,200 306,300 337,100 198,700 216,800 309,000 339,200 201,200 218,600 311,200 341,400 202,900 220,500 313,600 343,600

ケット 年 30 ケ	市和4年12月21日	小唯口	白	少火	সং	Δ	ŦK		(12)
				İ	004600	I	000 400	015.000	0.45.000
					204,600		222,400	315,800	345,900
					206,300		224,400	318,400	348,200
					207,800		225,900	321,100	350,000
					209,100		227,900	323,400	351,800
					210,800		229,900	325,600	353,700
					212,400		231,900	327,700	355,600
					213,900		233,700	329,900	357,400
					215,600		236,400	331,900	359,200
					217,300		239,200	334,100	360,900
					219,000		241,900	336,400	362,800
					,		,		
					220,400		244,400	338,200	364,200
					222,200		247,200	340,300	365,900
					224,000		249,800	342,400	367,400
					225,700		252,600	344,400	369,200
					223,700		252,000	344,400	309,200
					007 100		055 100	246 400	271 100
					227,100		255,100	346,400	371,100
					228,800		257,500	348,300	372,600
					230,500		260,000	350,400	373,900
					232,200		262,300	352,300	375,500
							_		
					233,800		264,900	353,800	376,600
					235,500		267,400	355,600	378,100
					237,200		269,600	357,200	379,500
					238,800		271,800	358,900	381,000
					240,500		273,900	360,700	382,400
					242,000		276,100	362,400	384,000
					243,300		278,300	363,800	385,600
					244,700		280,300	365,400	387,100
					245,900		282,600	366,600	388,500
					247,300		284,500	368,100	390,000
					248,600		286,400	369,700	391,600
					249,800		288,400	371,300	393,000
					,			3, 2, 3, 3, 3	,
					251,000		290,100	372,700	394,200
					252,400		292,300	374,200	395,500
					253,600		294,700	375,700	396,600
					254,600		297,200	377,300	397,700
					204,000		231,200	377,300	331,100
					255,800		299,200	378,800	399,100
					255,800 257,000		301,700	380,200	400,300
					258,100		303,900	381,600	401,500
					259,300		306,500	382,900	402,800
					260.700		200 000	202.000	404 000
					260,700		308,800	383,800	404,000
					261,600		311,200	385,000	405,000
					262,800		313,500	386,200	406,500
					263,700		315,800	387,300	407,800
					004000		010000	000000	400
					264,800		318,000	388,200	409,000
					266,200		320,200	389,400	410,100
					267,200		322,400	390,400	411,300
					268,500		324,600	391,600	412,400
					270,100		326,500	392,800	413,400
					271,600		328,600	393,800	414,600
					272,900		330,700	394,900	415,800
						•	ı	. 1	1

(13)	市和4平12月21日	小唯口	<u> </u>	2/3)	<u> </u>	সং		Δ_		FIX						7	7 F2	1> OC	7	
				1		274,3	300	I		220	2,700	1		200	5,100	1		// 1	7,00	n
						4/4,	JUU			JJ2	2,1 UU			390	,,±UU			41	. 1 ,00	V
						075	200			20.4				205	7 1 0 0			41	7.00	
						275,3					1,900				7,100				7,60	- 1
						276,5					7,000				3,200				8,40	
						277,9),200				,300				9,10	
						279,	100			341	,400			400),400			41	9,70	10
						280,3	300			343	3,100			401	,300			42	20,00	00
						281,4					5,000				2,200				20,40	
						282,0					5,700				3,200				20,80	
				1		202,	000	ı		010	,,, 00	1		100	,,200	1			20,00	۰ ۱
											:	を								
												٠								\neg
						fort				fort			11.1.	a tar			_	ta		
					1	級			2	級			特	2級			3	級	ζ	
				4/4	क्य	П	des	4/\	del	п	加石	4/4	भय	ы	カガ	4/4	101	Б	1 4:	85
				給	科	月	額	給	科	月	額	給	科	月	額	給	科	. 月	1 名	頁
							円				円				円				F	
						165,	100			181	,000			268	3,800			29	7,40	00
						166,6					3,100				,200				00,00	
						168,					5,300				3,500)2,70	
						169,6	UUU			187	7,500			4/5	5,700			3()5,20	V
						151	200			100	. = 0.0			0=-	100				VZ =-	,
						171,3					9,500				3,100				7,70	
						173,2					,500),400				9,80	
						175,0	000			193	3,600			282	2,700			31	2,20	10
						176,8	800			195	5,700			284	1,800			31	4,30	10
						178,	500			197	7,800			286	5,900			31	6,40	0
						180,6	600				0,600			289	,200			31	8,70	00
						182,0					3,200				,500				21,10	
						184,					5,800				3,500				23,60	
						101,	500			200	,,000			230	,,000			32	20,00	0
						1061	-00			200	3,300			206	. 000			20	26,00	,,
						186,									5,000					
						188,6					0,000				7,800				27,90	
						190,7					,600				9,700				29,80	
						192,8	800			213	3,400			301	,400			33	31,90	10
						194,9	900			215	5,200			303	3,200			33	33,80	0
						197,	300			216	6,800			305	5,500			33	36,00	10
						199,9	900			218	3,500			307	7,700			33	88,10	0
						202,),100),200				10,20	
						,-													, -	
						204,6	600			221	,900			319	2,400			3/	12,20	00
						206,2					3,800				1,800				14,00	
						200,					5,700				7,000				14,00 15,90	
						209,	OUU			221	7,700			315	9,600			3 4	18,20	U
						211,					9,200				2,000				50,00	
						212,					,200				1,300				51,80	
						214,0	000			233	3,200			326	5,500				53,70	
						215,0	600			235	5,200			328	3,600			35	55,60	00
						217,	100			237	7,000			330),700			35	57,40	00
						218,					9,700				2,400				59,20	
						220,					2,500				1,100				50,90	
						222,					5,200				5,400				52,80	
						, ب ب ب	200			440	,,200			JJC	,,100			30	,u,ou	
						000	coo			0.45	7.700			200	200			0.4	24.00	,,
						223,0					7,700				3,200				54,20	
						225,),500),300				55,90	
1						227,	300			253	3,100			342	2,400			36	57,40	10
1																				

228,800	255,900	344,400	369,200
220,000	200,500	311,100	303,200
230,200	258,200	346,400	371,100
231,900	260,600	348,300	372,600
233,600	263,100	350,400	373,900
235,300	265,300	352,300	375,500
		332,333	
236,900	267,800	353,800	376,600
238,600	270,200	355,600	378,100
240,300	272,400	357,200	379,500
241,900	274,500	358,900	381,000
		·	
243,500	276,600	360,700	382,400
245,000	278,800	362,400	384,000
246,300	280,900	363,800	385,600
247,400	282,900	365,400	387,100
248,700	285,200	366,600	388,500
250,000	286,900	368,100	390,000
251,300	288,800	369,700	391,600
252,400	290,600	371,300	393,000
253,600	292,100	372,700	394,200
255,000	294,100	374,200	395,500
256,000	296,100	375,700	396,600
257,000	298,200	377,300	397,700
258,200	300,200	378,800	399,100
259,200	302,700	380,200	400,300
260,300	304,900	381,600	401,500
261,300	307,500	382,900	402,800
000 700	200 500	000,000	404000
262,500	309,700	383,800	404,000
263,200	312,100	385,000	405,000
264,100	314,400	386,200	406,500
264,800	316,700	387,300	407,800
265,900	210 000	200 200	400,000
	318,800	388,200	409,000
267,300 268,300	320,600 322,700	389,400 390,400	410,100 411,300
269,600	324,600	391,600	412,400
203,000	324,000	391,000	412,400
271,100	326,500	392,800	413,400
272,600	328,600	393,800	414,600
273,900	330,700	394,900	415,800
275,300	332,700	396,100	417,000
210,000	002,100	000,100	117,000
275,700	334,900	397,100	417,600
276,900	337,000	398,200	418,400
278,300	339,200	399,300	419,100
279,500	341,400	400,400	419,700
210,000	2 ==, = 3 0		
280,700	343,100	401,300	420,000
281,500	345,000	402,200	420,400
282,700	346,700	403,200	420,800
		'	. '
	ı	Z.	

に改める。

別表第四中

	中	I	\neg
1 級	2 級	3 級	4 級
給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
円	円	円	円
147,100	196,700	283,400	334,200
148,200	199,300	285,800	336,500
149,400	201,700	288,200	338,500
150,500	204,100	290,600	340,400
100,000	201,100	230,000	310,100
151,600	206,600	292,900	342,200
153,000	209,000	295,000	344,200
154,300	211,300	297,000	346,300
155,600	213,500	299,000	348,300
156,600	215,600	301,100	350,100
158,300	217,900	303,600	352,100
159,900	220,400	306,200	354,200
161,500	222,700	309,100	356,100
162,900	224,800	311,200	358,100
164,800	227,200	313,600	360,000
166,800	229,600	316,000	361,800
168,800	232,000	318,700	363,800
170,500	234,200	321,400	365,500
172,700	237,100	323,600	367,400
174,900	240,000	325,600	369,100
177,000	242,900	327,600	371,100
179,000	245,400	329,800	372,600
181,500	248,100	331,600	374,600
183,800	250,600	333,600	376,300
186,100	253,400	335,700	378,300
188,200	256,100	337,600	379,700
190,400	258,500	339,500	381,400
192,500	260,800	341,300	383,300
194,700	263,000	343,100	385,200
100,000	265,700	245,000	200,000
196,800 198,400	265,700 267,900	345,000 346,700	386,900 388,800
200,200	269,800	348,200	390,700
201,900	271,800	350,000	392,700
201,000	211,000	300,000	002,100
203,700	273,500	351,200	394,300
205,600	275,500	352,600	396,100
207,500	277,600	353,900	397,700
209,500	279,500	355,400	399,500
211,000	281,400	356,600	400,700
212,900	282,700	358,000	402,200
'	'	'	'

3713000	14 H 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	75年日 口	7% /\	<u> </u>		(10)
			214,800	283,900	359,200	403,600
			216,700	285,400	360,600	405,000
			210,700	200,400	300,000	400,000
			218,500	286,800	361,300	406,500
			1			
			220,400	287,700	362,400	407,800
			222,300	288,700	363,700	409,300
			224,300	289,700	364,800	410,900
			226,000	290,400	365,900	412,300
			227,900	291,500	367,100	413,500
			229,700	292,600	368,400	415,100
			231,500	293,700	369,500	416,700
			233,200	295,000	370,600	418,000
			235,000	296,100	371,900	419,500
			236,700	297,100	373,200	421,000
			238,500	298,200	374,500	422,400
				,	- , ,	,
			239,900	299,400	375,200	423,800
			241,700	300,400	376,200	425,200
			243,300	301,700	377,200	426,600
			1	1		428,000
			244,900	302,800	378,200	428,000
			046100	202.000	270.000	400 100
			246,100	303,600	379,000	429,100
			247,300	304,700	379,800	430,400
			248,300	305,900	380,500	431,800
			249,200	307,100	381,200	433,100
			250,200	308,000	381,800	434,000
			251,400	309,100	382,500	434,900
			252,300	310,200	383,400	435,900
			253,400	311,300	384,300	436,800
			254,600	312,100	384,900	437,700
			255,500	313,200	385,700	438,500
			256,600	314,100	386,500	439,100
			257,500	315,100	387,300	439,900
			258,400	316,100	387,900	440,300
			259,700	317,100	388,600	440,900
			261,000	318,200	389,300	441,400
			262,200	319,300	390,000	441,900
			202,200	313,300	330,000	111,300
			263,600	319,800	390,700	442,400
			1		391,400	442,400
			265,100	320,900		
			266,200	322,000	392,000	
			267,200	323,100	392,700	
			268,300	324,200	393,400	
			269,500	325,200	394,000	
			270,800	326,100	394,600	
			271,900	327,000	395,200	
			273,100	328,100	395,800	
			274,400	328,900	396,400	
			275,700	329,600	397,000	
				1	'	'

を

	1 級			2	級			3	級			4	級	
給	料 月	額	給	料	月	額	給	料	月	額	給	料	月	額
		円				円				円				円
	151,	100			199	,800			286	,100			335	,100
	152,	200			202	,400			288	,500			337	,400
	153,	400			204	,800			290	.800			339	,400
	154,					,300			293					,300
	155,	600			209	.800			295	500			343	,000
	157,					,200			297					,700
	158,					,500			299					,300
	159,					,700			301					,300
	139,	,000			210	,700			301	,100			340	,300
	160,					,800			302					,100
	162,					,100			305					,100
	163,					,600			307					,200
	165,	500			225	,900			310	,100			356	,100
	166,	900			228	,000			312	,200			358	,100
	168,	800			230	,400			314	,600			360	,000
	170.	800			232	,900			317					,800
	172,					,300			319					,800
	174,	400			227	,500			322	200			365	,500
	174,					,300			324					,400
	170,					,400			326					,400
	180,					,200			328					,100
	100,	,000			<i>2</i> 40	,200			340	,400			3/1	,100
	182,	600			248	,700			330	,500			372	,600
	184,	,900			251	,400			332	,100			374	,600
	187,	100			253	,900			333	,600			376	,300
	189,	.300			256	,700			335	,700			378	,300
	191,	300			259	,100			337	,600			379	,700
	193,				261	,500			339	,500			381	,400
	195					,800				,300				,300
	197					,900			343	,100				,200
	199.	900			268	,500			345	.000			386	,900
	201,					,600				,700				,800
	203					,500				,200				,700
	204					,400				,000				,700
		5 00			0=1	100			0=-	000			00	000
	206					,100				,200				,300
	208					,100			352					,100
	210,					,100			353					,700
	212,	,500			282	,000			355	,400			399	,500
	214.	,000			283	,900			356	,600			400	,700
	215	,900			285	,000			358	,000			402	,200
	217	,800			286	,200			359	,200			403	,600
	219	,700			287	,400			360	,600			405	,000

ラクト分りの 与	节和4 平14月41日	小唯口	4%	সং		∓IX		(10)
				221,500		288,600	361,300	406,500
				223,400		289,300	362,400	407,800
				225,300		289,900	363,700	409,300
				227,300		290,600	364,800	410,900
				221,300		230,000	304,000	410,500
				229,000		201 200	265,000	412,300
						291,300	365,900	
				230,900		292,400	367,100	413,500
				232,700		293,500	368,400	415,100
				234,500		294,600	369,500	416,700
				004100		20= 200	070.000	410.000
				236,100		295,800	370,600	418,000
				237,900		296,900	371,900	419,500
				239,600		297,900	373,200	421,000
				241,200		299,000	374,500	422,400
				242,500		299,800	375,200	423,800
				244,200		300,800	376,200	425,200
				245,800		302,100	377,200	426,600
				247,300		303,200	378,200	428,000
				248,500		303,700	379,000	429,100
				249,700		304,700	379,800	430,400
				250,600		305,900	380,500	431,800
				251,500		307,100	381,200	433,100
				252,500		308,000	381,800	434,000
				253,500		309,100	382,500	434,900
				254,400		310,200	383,400	435,900
				255,300		311,300	384,300	436,800
				256,200		312,100	384,900	437,700
				257,100		313,200	385,700	438,500
				257,900		314,100	386,500	439,100
				258,500		315,100	387,300	439,900
				259,300		316,100	387,900	440,300
				260,600		317,100	388,600	440,900
				261,900		318,200	389,300	441,400
				263,100		319,300	390,000	441,900
				264,400		319,800	390,700	442,400
				265,900		320,900	391,400	
				267,000		322,000	392,000	
				268,000		323,100	392,700	
				268,800		324,200	393,400	
				270,000		325,200	394,000	
				271,300		326,100	394,600	
				272,400		327,000	395,200	
				273,600		328,100	395,800	
				274,700		328,900	396,400	
				275,900		329,600	397,000	
			l ∟	- /	ı	,	1	ı
						13		
						に 改 め る。	I	
						<u>چ</u>)	

別表第五イの表中

公

報

1 級 2 級 3 級 料 給 給 料 月 額 給 月 額 料 月 額 円 円 円 251,100 401,200 336,900 253,700 339,900 404,100256,200 342,800 406,700258,700 409,500 345,700 260,900 348,400 412,100 264,700 351,700 414,700 268,600 354,800 417,500 272,400 420,300 357,800 276,000 360,600 422,500 280,100 363,300 425,200 284,100 366,500 427,800 288,100 369,700 430,500 291,900 372,600 432,900 296,000 376,200 435,500 299,900 379,200 437,900 303,800 382,800 440,400 307,500 386,400 442,400 311,200 389,100 444,800 314,700 391,700 447,100 318,200 394,300 449,600 321,800 397,100 451,100325,600 399,600 453,500 329,100 402,200 455,800 332,500 404,600 458,100 335,900 406,700 460,100 338,700 409,000 462,500 341,300 411,200464,700343,900 413,500 467,000 346,700 $415,\!800$ 469,100 348,600 417,900 471,400 350,900 420,000 473,700 353,200 475,900 $422,\!100$

号外第58号	令和4年12月21日	水曜日	宮	城	Ì	県	公	報								(20)
						35	5,400			424	1,000			47	8,000	
							7,800				5,800				0,100	
							9,900				7,600				2,200	
							2,100				9,600				4,300	
						364	1,400			43]	1,500			48	6,400	
							5,800				3,500				8,200	
							9,000				5,500				0,000	
							1,000				7,500				1,900	
						373	3,300			439	9,300			49	3,600	
							1,700				1,100				5,400	
				_				1				1				I
									を	-					_	_
					1	±11.			0	如			2	ýп.		j
					1	級				級			3	級		4
				給	料	月	額	給	料	月	額	給	料	月	額	
							円				円				円	1
							1,400				9,600				1,900	
							7,000				2,600				4,800	
							9,500				5,400				7,400	
						262	2,000			348	3,300			41	0,200	
						0.0	4.000			0.5				41.	0.500	
							1,200				1,000				2,500	
							3,000				4,100				4,800	
							1,900				7,200				7,500	
						27	5,700			360	0,000			42	0,300	
						970	9,300			269	2,400			49	2 500	
							3,400 3,400				5,000				2,500 5,200	
							7,400				7,700				7,800	
							1,400),500				0,500	
						49.	1,400			370),300			43	0,300	
						20	5,000			379	3,400			13	2,900	
							9,100				7,000				5,500	
							3,000				0,000				7,900	
							5,800				3,600				0,400	
						00.	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,			000	,,,,,,,,			- 11	0,100	
						310),400			387	7,000			44	2,400	
							3,900				9,700				4,800	
							7,400				2,300				7,100	
							1,000				1,900				9,600	
						32	1,600			397	7,500			45	1,100	
							3,400				9,700				3,500	
							1,700				2,200				5,800	
							5,100				1,600				8,100	
						33	3,500			406	5,700			46	0,100	
												,				'

341,000	409,000	462,500	
343,600	411,200	464,700	
345,900	413,500	467,000	
348,300	415,800	469,100	
350,100	417,900	471,400	
352,000	420,000	473,700	
354,000	422,100	475,900	
356,200	424,000	478,000	
358,600	425,800	480,100	
360,700	427,600	482,200	
362,900	429,600	484,300	
365,000	431,500	486,400	
367,400	433,500	488,200	
369,600	435,500	490,000	
371,600	437,500	491,900	
373,800	439,300	493,600	
374,800	441,100	495,400	
t contract to the contract to	!	' '	

に改め、別表第五口の表中

				_
1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
円	円	円	円	円
151,800	189,400	224,900	251,000	282,600
153,300	191,000	226,500	252,200	284,500
154,700	192,600	228,100	253,400	286,600
156,100	194,200	229,700	254,800	288,600
157,300	195,800	231,100	256,000	290,700
159,100	197,300	232,700	257,200	292,900
160,800	198,900	234,200	258,400	294,800
162,400	200,400	235,800	259,500	296,800
164,000	202,000	237,000	260,800	298,800
165,700	203,700	238,500	261,600	300,900
167,400	205,300	239,900	262,600	303,000
169,200	207,000	241,100	263,600	305,200
	,	,	,	

ケット年30万	77 们 4 平12月21日	小唯口	<u></u>	<i>州</i> , 元		·			(44)
				170,700	208,500	242,700	265,000	307,300	
				172,600	210,100	244,100	266,100	309,200	
				174,600	211,700	245,300	267,700	311,300	
				176,500	213,300	246,700	269,100	313,300	
				178,400	214,700	247,500	270,600	315,300	
				180,100	216,300	248,700	272,300	317,300	
				182,000	218,000	249,900	274,000	319,400	
				183,900	219,700	251,000	275,700	321,600	
				185,700	221,000	252,400	277,500	323,400	
				187,200	222,600	253,300	279,300	325,400	
				188,700	224,000	254,300	281,000	327,200	
				190,200	225,500	255,400	282,600	329,200	
				191,800	226,900	256,600	284,400	330,900	
				193,100	228,300	257,900	286,200	332,800	
				194,700	229,600	259,300	288,100	334,900	
				196,100	230,900	260,800	289,900	336,900	
				197,600	232,200	262,200	291,600	338,200	
				198,800	233,600	263,800	293,500	340,000	
				200,100	235,100	265,400	295,300	341,700	
				201,400	236,400	266,900	297,200	343,500	
				,	,	,		ŕ	
				202,800	237,500	268,300	298,900	345,200	
				204,200	238,800	270,000	300,600	347,000	
				205,500	239,800	271,600	302,400	349,000	
				206,900	241,100	273,200	304,200	350,800	
						,,,,		333,033	
				208,000	242,700	274,700	305,500	352,600	
				209,400	243,700	276,300	307,300	354,300	
				210,700	244,800	278,100	308,800	355,900	
				212,000	246,100	279,700	310,400	357,600	
				,		_,,,,,,	3-0,-00	331,333	
				213,100	247,400	281,200	312,100	358,800	
				214,300	248,300	282,800	313,800	359,900	
				215,500	249,500	284,500	315,400	361,100	
				216,700	250,700	286,200	317,100	362,300	
					200,100	200,200	31,,100	502,500	
				217,900	251,800	287,700	318,000	363,600	
				219,000	253,100	289,400	319,400	364,400	
				220,000	254,400	291,100	321,000	365,600	
				221,100	255,600	292,800	322,600	366,700	
				221,100	200,000	202,000	522,000	500,700	
				222,100	257,200	294,000	324,000	367,700	
				,100	20.,200	202,000	3=1,000	50.,700	

223,200	258,600	295,600	325,300	368,700
224,100	259,900	296,900	326,500	369,700
225,100	261,100	298,500	327,800	370,700
225,400	262,200	299,800	328,900	371,500
226,200	263,600	301,300	329,900	372,300
226,900	265,000	302,700	331,000	373,200
227,700	266,300	304,200	332,000	374,100
228,400	267,100	305,200	332,500	374,600
229,300	268,400	306,500	333,400	375,400
230,000	269,700	307,700	334,300	376,200
230,700	271,000	309,100	335,200	377,100
231,600	271,900	310,400	336,000	377,500
232,300	273,100	311,600	336,300	378,200
233,200	274,400	312,900	336,900	378,900
234,200	275,700	314,100	337,600	379,600
234,800	276,500	315,500	338,200	380,000
235,500	277,700	316,300	338,900	380,600
236,200	278,600	317,100	339,600	381,300
236,900	279,700	317,900	340,300	381,900
237,600	280,700	318,500	341,000	382,300
238,200	281,700	319,200	341,500	382,800
238,800	282,800	319,900	342,100	383,300
239,300	283,900	320,600	342,700	383,800
240,000	284,500	321,300	343,000	384,400
240,800	285,200	321,500	343,600	384,900
241,600	285,700	322,100	344,100	385,500
242,300	286,500	322,700	344,700	386,100
242,700	287,300	323,300	345,200	386,600
243,300	287,900	323,800	345,700	387,100
243,900	288,500	324,300	346,200	387,600

を

				ı
1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
Р	月	円	円	円
155,800	192,300	227,900	253,600	283,400
157,300	193,900	229,500	254,700	285,300
158,700	195,500	231,100	255,900	287,400

ケット年30万	7144年12月21日	小唯口	<u></u>	兆 坛		•			(24)
				1				ı	
				160,100	197,100	232,700	257,200	289,400	
				161,300	198,700	234,100	258,400	291,500	
				163,100	200,200	235,700	259,600	293,700	
				164,800 166,400	201,800	237,200	260,600	295,600 297,600	
				100,400	203,300	238,800	261,700	297,000	
				168,000	204,900	239,800	263,000	299,400	
				169,700	206,600	241,200	263,700	301,300	
				171,400	208,200	242,600	264,600	303,000	
				173,200	209,900	243,700	265,400	305,200	
				174,500	211,400	245,200	266,500	307,300	
				176,300	213,000	246,500	267,700	309,200	
				178,200	214,600	247,700	268,900	311,300	
				180,000	216,200	249,000	270,000	313,300	
				181,900	217,600	249,800	271,500	315,300	
				183,500	219,200	251,000	273,200	317,300	
				185,400 187,100	220,900 222,600	252,100 253,200	274,900	319,400 321,600	
				107,100	222,000	255,200	276,600	321,000	
				188,600	223,900	254,600	278,200	323,400	
				190,100	225,500	255,400	280,000	325,400	
				191,600	226,900	256,300	281,700	327,200	
				193,100	228,400	257,200	283,300	329,200	
				194,700	229,600	258,200	284,900	330,900	
				196,000	231,000	259,300	286,700	332,800	
				197,600	232,300	260,400	288,600	334,900	
				199,000	233,500	261,700	290,400	336,900	
				200 500	004500	020 700	001.000	000.000	
				200,500	234,700	263,100	291,600	338,200	
				201,700 203,000	236,000 237,500	264,700 266,300	293,500 295,300	340,000 341,700	
				204,300	238,700	267,800	297,200	343,500	
				201,000	200,700	201,000	201,200	010,000	
				205,700	239,800	269,100	298,900	345,200	
				207,100	241,100	270,800	300,600	347,000	
				208,400	241,800	272,400	302,400	349,000	
				209,800	243,100	274,000	304,200	350,800	
				210,900	244,700	275,100	305,500	352,600	
				212,300	245,600	276,700	307,300	354,300	
				213,600	246,700	278,500	308,800	355,900	

(25)	令和 4 年12月21日	水曜日	呂	城県	公	較		号外第58号	亏
				214,900	247,900	280,100	310,400	357,600	
				,	,		,	,	
				216,000	249,000	281,200	312,100	358,800	
				217,200	249,800	282,800	313,800	359,900	
				218,400	250,800	284,500	315,400	361,100	
				219,600	251,600	286,200	317,100	362,300	
				220,600	252,700	287,700	318,000	363,600	
				221,700	254,000	289,400	319,400	364,400	
				222,700	255,300	291,100	321,000	365,600	
				223,700	256,500	292,800	322,600	366,700	
				224,600	258,000	294,000	324,000	367,700	
				225,600	259,400	295,600	325,300	368,700	
				226,500	260,700	296,900	326,500	369,700	
				227,400	261,900	298,500	327,800	370,700	
				227,700	262,600	299,800	328,900	371,500	
				228,500	264,000	301,300	329,900	372,300	
				229,100	265,400	302,700	331,000	373,200	
				229,900	266,700	304,200	332,000	374,100	
				220,000	200,700	001,200	002,000	07 1,100	
				230,600	267,500	305,200	332,500	374,600	
				231,300	268,600	306,500	333,400	375,400	
						307,700			
				231,900	269,800		334,300	376,200	
				232,500	271,000	309,100	335,200	377,100	
				022 000	971 000	210 400	220,000	277 500	
				233,200	271,900	310,400	336,000	377,500	
				233,800	273,100	311,600	336,300	378,200	
				234,400	274,400	312,900	336,900	378,900	
				235,100	275,700	314,100	337,600	379,600	
				235,700	276,500	315,500	338,200	380,000	
				236,400	277,700	316,300	338,900	380,600	
				237,100	278,600	317,100	339,600	381,300	
				237,800	279,700	317,900	340,300	381,900	
				238,400	280,700	318,500	341,000	382,300	
				239,000	281,700	319,200	341,500	382,800	
				239,600	282,800	319,900	342,100	383,300	
				240,100	283,900	320,600	342,700	383,800	
				240,500	284,500	321,300	343,000	384,400	
				241,300	285,200	321,500	343,600	384,900	
				242,100	285,700	322,100	344,100	385,500	
				I	I	1	I	1	I

242,800	286,500	322,700	344,700	386,100
243,200	287,300	323,300	345,200	386,600
243,500	287,900	323,800	345,700	387,100
244,000	288,500	324,300	346,200	387,600

に改め、別表第五ハの表中

1 級	2 級	3 級	4 級	5 級		
給料月額	料月額 給料月額		給料月額	給料月額		
円	円	円	円	円		
166,200	193,500	241,700	264,200	288,800		
167,700	195,700	243,500	265,300	290,600		
169,200	197,800	245,300	266,200	292,200		
170,600	199,800	247,100	267,300	294,000		
172,100	201,900	248,500	267,800	295,700		
173,600	204,200	249,800	268,800	297,500		
175,000	206,500	250,900	269,600	299,200		
176,500	208,800	252,300	270,500	300,900		
177,800	211,100	253,300	271,600	302,800		
179,500	212,500	254,300	272,300	304,500		
181,100	213,900	255,200	273,400	306,400		
182,700	215,100	256,100	274,600	308,300		
184,000	216,500	257,300	275,900	309,800		
186,000	217,900	258,400	277,000	311,400		
188,000	219,400	259,200	278,200	313,200		
190,000	220,600	260,200	279,700	315,000		
192,100	222,000	260,700	281,000	316,700		
194,200	223,500	261,600	282,300	318,300		
196,400	225,000	262,600	283,300	320,000		
198,500	226,500	263,400	284,500	321,800		
200,500	227,700	264,300	286,100	323,200		
202,700	229,400	265,200	287,700	324,700		
204,900	231,100	266,100	289,000	326,200		
207,100	232,800	267,100	290,400	327,700		
209,000	234,100	268,300	291,700	329,100		
210,400	235,800	269,200	293,300	330,500		
211,600	237,600	270,400	295,100	332,000		
212,900	239,300	271,600	296,800	333,600		
214,100	240,900	272,800	298,100	334,800		
215,200	242,300	274,300	299,700	336,300		

(27) 令和 4	年12月21日	水曜日		坝	<u></u>	公	学 权		亏外第58亏
				216,500		243,600	275,800	301,300	337,700
				217,700		244,700	277,100	303,000	339,200
				217,700		211,100	277,100	000,000	000,200
				219,000		245,900	278,700	304,400	340,800
				220,300	1	247,000	280,100	305,900	342,300
				221,600		247,900	281,300	307,600	343,900
				222,900		249,000	282,500	309,200	345,400
				222,500		210,000	202,000	000,200	010,100
				224,100		249,900	284,100	310,500	347,100
				225,500		251,100	285,300	311,900	348,800
				226,800	1	251,900	286,800	313,300	350,300
				228,200		253,000	288,200	314,900	351,900
				229,100		253,400	289,500	316,400	353,100
				230,500		254,300	291,000	317,800	354,600
				231,900		255,200	292,600	319,200	356,100
				233,300		255,900	294,200	320,800	357,500
				,		,			, , , , ,
				234,500		256,700	295,500	321,600	359,100
				235,900		257,700	296,900	323,000	360,100
				237,300	1	258,600	298,400	324,400	361,600
				238,600		259,600	299,900	325,900	363,000
				239,600		260,600	301,000	327,000	364,400
				240,700		261,600	302,300	328,400	365,800
				241,700		262,800	303,500	329,700	367,100
				242,800		264,000	304,900	331,000	368,500
				243,700		265,200	306,400	332,400	370,000
				244,800		266,500	307,700	333,800	371,200
				245,700		267,800	309,100	335,300	372,300
				246,700		269,100	310,500	336,600	373,500
				247,400		270,600	311,300	337,500	374,600
				248,400		272,100	312,500	338,800	375,500
				249,100		273,600	313,700	340,000	376,500
				249,900		275,000	315,100	341,300	377,600
				0=0 = 00		0=4.00	014000	0.40.400	050000
				250,700	1	276,400	316,200	342,400	378,200
				251,700	1	277,700	317,500	343,300	379,000
				252,500		279,200	318,800	344,500	379,800
				253,500		280,500	320,100	345,800	380,600
				054.400		901 000	201 400	246,000	201 200
				254,400		281,900	321,400 322,700	346,900	381,300 382,000
				255,300	1	283,400		348,100	382,800
				256,400 257,200	1	284,900 286,400	324,000 325,300	349,400 350,500	383,500
				237,200		200,400	323,300	330,300	363,300
				258,000		287,500	326,000	351,500	384,100
				259,100		289,000	327,100	352,500	384,700
				260,000		299,500	328,200	352,500	385,400
				261,000		292,000	329,100	354,700	386,000
				201,000		202,000	023,100	557,700	300,000
				262,400		293,000	330,400	355,500	386,700
				263,700	1	294,400	331,100	356,600	387,200
				264,800	1	295,600	332,200	357,700	387,800
				265,900		296,900	333,400	358,800	388,300
				200,000		200,000	550,100	300,000	000,000
			I		1		I	I	1

	266,900	298,300	334,600	359,500	388,700
	267,900	299,600	335,800	360,300	389,300
	269,200	300,800	336,900	361,100	389,800
	270,400	302,100	338,100	361,800	390,100
	_,,,,,,,	332,233	333,233	332,000	333,233
	271,300	302,600	339,200	362,400	390,400
	272,300	303,800	340,300	363,000	390,900
	273,400	304,900	341,300	363,600	391,400
	274,500	306,200	342,400	364,100	391,700
	2. 1,000	000,200	012,100	331,133	001,700
	275,300	307,300	343,300	364,700	392,000
	276,200	308,500	344,300	365,200	392,500
 	,	,	,,,,,,		,,,,,,,
			を		\neg
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		2 /192	3 /bx	T /19X	J 10X
給	料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円
	170.000	100100	045.000	0.000	000.000
	170,800	198,100	245,000	267,200	290,000
	172,300	200,000	246,800	268,100	291,700
	173,800	202,000	248,600	269,000	293,300
	175,200	203,900	250,400	269,900	295,100
	176 700	900,000	951.900	970 400	200 700
	176,700	206,000	251,800	270,400	296,700
	178,200	208,100	253,100	271,400	298,500
	179,600	210,300	254,200	272,100	300,200
	181,100	212,400	255,600	273,000	301,900
	182,400	214,500	256,400	274,100	303,600
	184,100	215,900	257,300	274,700	305,200
	185,700	217,300	258,200		306,500
				275,700	
	187,300	218,500	259,000	276,800	308,300
	188,600	219,900	260,100	277,800	309,800
	190,600	221,300	261,100	278,800	311,400
	192,600	222,800	261,900	279,800	313,200
	192,000	224,000	262,800	280,900	315,000
	134,000	224,000	202,800	280,900	313,000
	196,600	225,400	263,300	282,200	316,700
	198,600	226,900	264,200	283,400	318,300
	200,600	228,400	265,000	284,400	320,000
	202,600	229,900	265,800	285,600	321,800
	202,000	220,500	200,000	200,000	021,000
	204,600	231,100	266,700	287,100	323,200
	206,600	232,800	267,400	288,700	324,700
	208,700	234,500	268,300	290,000	326,200
	210,800	236,000	269,100	291,400	327,700
	212,300	237,300	270,100	292,500	329,100
	213,700	239,000	270,900	294,100	330,500
	214,900	240,800	271,800	295,900	332,000
	216,200	242,500	272,800	297,600	333,600
	217,400	244,100	274,000	298,300	334,800
	218,500	245,500	275,300	299,700	336,300
	219,800	246,800	276,800	301,300	337,700
1	'	'	٠ '		'

(29)	令和 4 年12月21日	和 4 年12月21日 水曜日 宮 城 県 公 報		号外第58号					
				220,900	247,900		278,100	303,000	339,200
				222,200	248,900		279,600	304,400	340,800
				223,500	250,000		281,000	305,900	342,300
				224,800	250,900		282,200	307,600	343,900
				226,100	251,900		283,400	309,200	345,400
				220,100	231,900		200,400	309,200	343,400
				227,300	252,600		284,900	310,500	347,100
				228,700	253,700		286,100	311,900	348,800
				230,000	254,500		287,600	313,300	350,300
				231,400	255,500		289,000	314,900	351,900
				232,300	255,900		289,700	316,400	353,100
				233,700	256,800		291,000	317,800	354,600
				235,000	257,600		292,600	319,200	356,100
				236,400	258,300		294,200	320,800	357,500
				237,600	259,100		295,500	321,600	359,100
				239,000	259,900		296,900	323,000	360,100
				240,400	260,800		298,400	324,400	361,600
				241,700	261,600		299,900	325,900	363,000
				242,600	262,400		301,000	327,000	364,400
				243,700	263,300		302,300	328,400	365,800
				244,700	264,200		303,500	329,700	367,100
				245,700	265,200		304,900	331,000	368,500
				246 400	266 400		206 400	222 400	270,000
				246,400	266,400		306,400	332,400	370,000
				247,400	267,500		307,700	333,800	371,200
				248,300 249,200	268,800 270,100		309,100 310,500	335,300 336,600	372,300 373,500
				249,200	270,100		310,300	330,000	373,300
				249,900	271,500		311,300	337,500	374,600
				250,900	273,000		312,500	338,800	375,500
				251,500	274,500		313,700	340,000	376,500
				252,300	275,900		315,100	341,300	377,600
				253,100	277,200		316,200	342,400	378,200
				253,900	278,500		317,500	343,300	379,000
				254,700	280,000		318,800	344,500	379,800
				255,500	281,300		320,100	345,800	380,600
				256,200	282,100		321,400	346,900	381,300
				257,000	283,400		322,700	348,100	382,000
				257,800	284,900		324,000	349,400	382,800
				258,500	286,400		325,300	350,500	383,500
				259,300	287,500		326,000	351,500	384,100
				260,100	289,000		327,100	352,500	384,700
				261,000	290,500		328,200	353,600	385,400
				262,000	292,000		329,100	354,700	386,000
				263,300	293,000		330,400	355,500	386,700
				264,600	294,400		331,100	356,600	387,200
				265,700	295,600		332,200	357,700	387,800
				266,800	296,900		333,400	358,800	388,300
				0.2==-					
				267,700	298,300	1	334,600	359,500	388,700

号外第58号 令和4年12月21日	水曜日	宮	城	県	公	報			(30)
五 に 績に めて 良 の 級 ボール	職二条		268,700)	299,600)	335,800	360,300	389,300
にめ二九応良号が	貝の五		270,000)	300,800)	336,900	361,100	389,800
五」に改める。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	員でその職務の級が七級以上で 第五条第七項中「前項の規定の 無職員の給与に関する条例の		271,200)	302,100)	338,100	361,800	390,100
で 人は を に を に を に を に を に を に を に を に を に を	職七の								
・ 第二第事特 相 二項一委にデ当	務項給の中与		272,100)	302,600)	339,200	362,400	390,400
号中 項	級一点に		272,700)	303,800)	340,300	363,000	390,900
中一第一会 好 一点 るも	かり関		273,700)	304,900)	341,300	363,600	391,400
自分を見るの見るの見るの見るの見るの見るの見るの見るの見るの見るの見るの見るのと	級のる		274,700)	306,200)	342,400	364,100	391,700
で定場では、	上 定 例								
五 分 三 め 合 に て A	でののある		275,500		307,300		343,300	364,700	392,000
万五を見る見る。	赦が七級以上であるも「前項の規定の適用に「関する条例の一部を		276,300)	308,500)	344,300	365,200	392,500
五」に改める。 「二号棒」を「第五項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけて第二十条第二項第一号中「百分の百五」を「百分の百」に、「百分の百二十第二十条第二項第一号中「百分の百五」を「百分の百」に、「百分の百二十第二十条第二項第一号中「百分の百五」を「百分の百」に、「百分の百二十年第二十条第二項第一号中「百分の百五」を「百分の四十七・五」に、「百分の五十」を「百分の四十七・五」に改める。	のつ次	_					1-		
を 百 従 うょ は、会 担 に 会 担	の及び同表以外の各級の及び同表以外の各級のように改正する。						に改める。		
の四十七・五」に、「百分の六十」を「百百分の百」に、「百分の百二十五」を「五百分の百」に、「百分の百二十五」を「五百分の百」に、「百分の百二十五」を「五分の百」に、「百分の百二十五」を「五百分の百」に、「百分の六十」を「五百分の百」に、「百分の六十」を「五百分の四十七・五」に、「百分の六十」を「五百分の四十七・五」に、「百分の六十」を「五百分の四十七・五」に、「百分の六十」を「五百分の四十七・五」に、「百分の六十」を「五百分の四十七・五」に、「百分の六十」を「五百分の四十七・五」に、「百分の六十」を「五百分の四十七・五」に、「百分の六十」を「五百分の四十七・五」に、「百分の六十」を「五百分の四十七・五」に、「百分の六十」を「五方の百分の一十五十五十五十五十五十五十五十五十五十五十五十五十五十五十五十五十五十五十五	同はいるうに						める		
ティックの元 とし 切に で 定 とし で 定 で 定 で 定 で 定 で 定 で 定 で に で 定 で に で 定 で に で 定 で に で た で に で た で た で た で た で た で た で た	表に改し						•		
五五元の表表の	以外の一同項中								
五に、万も解これで、	各一る								
に可してきる貝におりに	各給料表 の。								
日からる。日からのではあります。	表棒								
に改める。 に改める。 に改める。 に改める。	の(適行								
の大二十つのようには、	用政								
る職員にあつては、三号俸)」とある職員にあつては、三号俸)」とあっては、三号俸)」とあっ」に改める。 「万円」に改める。 「百分の百二十五」を「百分の」に、「百分の百二十五」を「百分の」に改める。	を職受給								
三号俸)」 三号俸)」 二号俸)	け料主								
「百年の海	るの								
1分の数数と	員適で田								
の五の五の五の五の五の五の五の五の五の五の五の五の五の五の五の五の五の五の五	そんを								
員にあつては、三号俸)」とあるのは、させる場合の昇給の号俸数は、勤務成させる場合の昇給の号俸数は、勤務成」に改める。 」に改める。 」に改める。	い適用を受ける職員でその職務 (行政職給料表の適用を受ける								
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	務る								

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第三条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十五年宮城県条例第九号)の一部を次のよ うに改正する。

第四条第一項の表中「377,500」を「378,500」に改める。

第五条第二項中「百分の百六十二・五」を「百分の百六十七・五」に改める。

第四条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。 第五条第二項中「百分の百六十七・五」を「百分の百六十五」に改める。

(一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第五条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成十五年宮城県条例第十号)の一部を次の ように改正する。

第五条第一項の表中「399,700」を「400,600」に改め、同条第二項の表中「333,200」を「334,200」

に改める。

第六条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。 第六条第二項中「百分の百六十七・五」を「百分の百六十五」に改める。 二項中 「百分の百六十二・五」を「百分の百六十七・五」に改める。

(施行期日等)

- 1 第四条及び第六条の規定は令和五年四月一日から施行する。 この条例中第一条、第三条、第五条及び次項から附則第五項までの規定は公布の日から、第二条、
- 2 条例第五条の規定及び新任期付研究員条例第六条の規定は令和四年十二月一日から適用する。 正後の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(以下「新任期付研究員条例」という。)の規 二十条の規定を除く。)、第三条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例 (以下「新任期付職員条例」という。)の規定(第五条の規定を除く。)及び第五条の規定による改 第一条の規定による改正後の職員の給与に関する条例(以下「新給与条例」という。)の規定 (第六条の規定を除く。) は令和四年四月一日から、新給与条例第二十条の規定、新任期付職員 (第
- (一部適用日前の異動者の号俸の調整
- 3 おいて職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度にお 事委員会の定めるこれに準ずる職員の一部適用日における号棒については、その者が一部適用日に | 令和四年四月一日(以下「一部適用日」という。)| 前に職務の級を異にして異動した職員及び人 人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
- 4 究員条例の規定による給与の内払とみなす 条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ新給与条例、新任期付職員条例又は新任期付研 員の採用等に関する条例又は第五条の規定による改正前の一般職の任期付研究員の採用等に関する 条の規定による改正前の職員の給与に関する条例、第三条の規定による改正前の一般職の任期付職 新給与条例、新任期付職員条例又は新任期付研究員条例の規定を適用する場合においては、 第一

(人事委員会規則への委任)

5 前二項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

フレックスタイム制の導入に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。 令和四年十二月二十

(31)

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第七十一号

フレックスタイム制の導入に伴う関係条例の整備に関する条例

(職員の勤務時間、 休暇等に関する条例の一部改正

第一条 職員の勤務時間、 休暇等に関する条例(平成七年宮城県条例第七号)の一部を次のように改

第三条に次の二項を加える。

3

- 規定にかかわらず、人事委員会規則の定めるところにより、職員の申告を経て、四週間を超えな 期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い、勤務時間を割り振るものとする とができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、単位期間ごとの う。)ごとの期間につき前条に規定する勤務時間となるように当該職員の勤務時間を割り振るこ 慮して当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める場合には、前項の 員を除く。以下この条において同じ。)

 について、始業及び終業の時刻について職員の申告を考 い範囲内で週を単位として人事委員会規則で定める期間(以下この条において「単位期間」とい 任命権者は、職員(人事委員会規則で定める職員及び次条又は第八条の規定の適用を受ける職
- の週休日を設け、及び当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める場 告を経て、単位期間ごとの期間につき第一項の規定による週休日に加えて当該職員の週休日を設 合には、同項及び第二項の規定にかかわらず、人事委員会規則の定めるところにより、 及び終業の時刻について、職員の申告を考慮して、第一項の規定による週休日に加えて当該職員 とができる。 け、及び当該期間につき前条に規定する勤務時間となるように当該職員の勤務時間を割り振るこ 任命権者は、次に掲げる職員(育児短時間勤務職員等を除く。)について、週休日並びに始業
- 護をする職員であって、 配偶者の父母その他人事委員会規則で定める者をいう。第十七条第一項において同じ。)の介 ないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。)、父母、 に第十条の三第一項から第三項までにおいて同じ。)の養育又は配偶者等 これらに準ずる者として人事委員会規則で定める者を含む。第十条の二第一項及び第二項並び により同法第六条の四第二号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他 監護するもの、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第二十七条第一項第三号の規定 該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。)であって、当該職員が現に 職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者 子(民法(明治二十九年法律第八十九号)第八百十七条の二第一項の規定により職員が当該 人事委員会規則で定めるもの

第四条第一項中 前号に掲げる職員の状況に類する状況にある職員として人事委員会規則で定めるもの 「前条」を「前条第一項及び第二項」に改める。

まで」を加える。 第五条中「第三条第一項」の下に「若しくは第四項」を、「第三条第二項」の下に「から第四項

第十条の二第一項及び第二項を次のように改める。

としてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。第三項にお 職員を除く。)が、人事委員会規則で定めるところにより、その子を養育するために請求した場 いて同じ。)をさせるものとする。 に当該請求に係る早出遅出勤務(始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのもの 合には、公務の運営に支障がある場合を除き、人事委員会規則で定めるところにより、当該職員 任命権者は、次に掲げる職員(第三条第三項又は第四項の規定により勤務時間を割り振られた

- 小学校就学の始期に達するまでの子のある職員
- で定めるもの 小学校又は義務教育学校の前期課程に就学している子のある職員であって、人事委員会規則
- られた職員を除く。)が、人事委員会規則で定めるところにより、その子を養育」とあるのは、「第 介護者を介護」と読み替えるものとする。 十七条第一項に規定する要介護者のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該要 合において、前項中「次に掲げる職員(第三条第三項又は第四項の規定により勤務時間を割り振 前項の規定は、第十七条第一項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。 この場

第十条の四第一項中「第三条第二項」の下に「から第四項まで」を加える

において同じ。)、父母、 (職員の育児休業等に関する条例の一部改正) 第十七条第一項中「(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項 子、配偶者の父母その他人事委員会規則で定める者」を「等」に改める。

第二条 る 職員の育児休業等に関する条例(平成四年宮城県条例第十二号)の一部を次のように改正す

第十二条中第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同条に第一号として次の一号を加える。 並びに月曜日から金曜日までの五日間のうちの二日を週休日とし、 時間勤務をしようとする期間の全てを四週間ごとに区分することができない場合にあっては、 人事委員会規則で定めるところにより、当該育児短時間勤務をしようとする期間を一週間、 職員勤務時間条例第三条第三項の規定の適用を受ける職員 一項に規定する週休日をいう。以下この条において同じ。)とし、 日曜日及び土曜日を週休日 四週間ごとの期間 又は日曜日及び土曜日 同

> (一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の 週間、 につき午前七時から午後十時までの間において人事委員会規則で定める時間以上勤務すること。 十九時間三十五分、 三週間又は四週間に区分した各期間)につき一週間当たりの勤務時間が十九時間二十五 二十三時間十五分又は二十四時間三十五分となるように、 一部改正 かつ、

第三条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成十五年宮城県条例第十号)の一部を次の ように改正する。

第八条第五項中「第三条第二項」の下に「から第四項まで」を加える

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第四条 る。 職員の給与に関する条例(昭和三十二年宮城県条例第二十九号)の一部を次のように改正す

第八条第二項」に改める。 第七条第四項中「、第四条、第五条及び第八条第二項」を「及び第四項、 第四条、第五条並びに

第六項中「第三条第二項」の下に「から第四項まで」を加える 第十四条第三項中「、第四条及び第五条」を「及び第四項、第四条並びに第五条」に改め、 同条

並びに第八条第二項」に改める。 第十八条の二第一項中「、第四条、第五条及び第八条第二項」を「及び第四項、 第四条、第五条

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

個人情報の保護に関する法律施行条例をここに公布する

令和四年十二月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉

浩

○宮城県条例第七十二号

個人情報の保護に関する法律施行条例

第一条 この条例は、個人情報の保護に関する法律 (平成十五年法律第五十七号。以下「法」という。) の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

2 報の保護に関する法律施行令 この条例において「実施機関」とは、 この条例において使用する用語の意義は、 (平成十五年政令第五百七号) において使用する用語の例による。 知事、公営企業管理者、 特別の定めのある場合を除くほか、法及び個人情 教育委員会、選挙管理委員会、 人

び内水面漁場管理委員会並びに県が設立した地方独立行政法人をいう。 監査委員、 公安委員会、警察本部長、 労働委員会、 収用委員会、 海区漁業調整委員会及

第三条 開示を受けなければならない。ただし、当該期間内に当該開示を受けることができないことにつき 正当な理由があるときは、この限りでない。 開示決定を受けた者は、法第八十二条第一項の規定による通知があった日から九十日以内に

2 する書類を提示し、又は提出しなければならない。 法第八十七条第一項の規定により保有個人情報の開示を受ける者は、法第七十七条第二項に規定

(開示請求に係る手数料

第四条 法第八十九条第二項に規定する手数料は、徴収しない

受ける者は、当該供与に要する費用を負担しなければならない 法第八十七条第一項の規定により保有個人情報の開示を受け、写しの交付その他の物品の供与を

(行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料

第五条 法第百十九条第三項の規定により納付しなければならない手数料の額は、二万千円に次に掲 げる額の合計額を加算した額とする。

- 行政機関等匿名加工情報の作成に要する時間一時間までごとに三千九百五十円
- 行政機関等匿名加工情報の作成の委託を受けた者に対して支払う額(当該委託をする場合に限
- 2 機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 法第百十九条第四項の規定により納付しなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる行政

宮

- する契約を締結する者が法第百十九条第三項の規定により納付しなければならない手数料の額と 次号に掲げる者以外の者 法第百十五条の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関
- 関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者 法第百十五条(法第百十八条第二項において準用する場合を含む。)の規定により当該行政機 一万二千六百円

(審査会の設置等

第六条 法第百五条第三項において読み替えて準用する同条第一項の規定による諮問及び他の法令の 規定による諮問に関する事項について調査審議するため、宮城県個人情報保護審査会(以下「審査

実施機関に建議することができる。 前項に規定するもののほか、個人情報の保護制度の運営に関する重要事項について、

(33)

(組織)

第七条 審査会は、 委員五人以内で組織する

委員は、 学識経験を有する者のうちから、 知事が任命する。

2

第八条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、 前任者の残任期間とする。

委員は、 再任されることができる。

2

(会長)

第九条 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める

会長は、会務を総理し、審査会を代表する

会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を

代理する。

第十条 審査会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審査会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審査会の調査権限

第十一条 審査会は、必要があると認めるときは、実施機関の職員その他の関係者に対し、 めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

2 は、何人も、審査会に対し、その提示された保有個人情報の開示を求めることができない 項の規定により審査会に諮問をした実施機関(以下「諮問庁」という。)に対し、開示決定等、 正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報の提示を求めることができる。この場合において 審査会は、必要があると認めるときは、法第百五条第三項において読み替えて準用する同条第一 訂

諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

4 審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることが 情報に含まれている情報の内容及び開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等を判断した理由を 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、第二項の規定により提示された保有個人

5 と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることが 参加人又は諮問庁(以下「審査請求人等」という。)に意見書又は資料の提出を求めること、適当 第二項及び前項の規定によるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、

第十二条 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述 べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限り

席することができる。 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の承認を得て、補佐人とともに出

(意見書等の提出)

第十三条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。この場合にお しなければならない。 いて、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出

(提出資料の写しの送付等)

第十四条 審査会は、第十一条第四項若しくは第五項又は前条の規定による意見書又は資料の提出が があるときは、この限りでない るものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由 事項を記載した書面)を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付す あったときは、当該意見書又は資料の写し(電磁的記録にあっては、当該電磁的記録に記録された

るときでなければ、その閲覧等を拒むことができない 合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があ 付その他の物品の供与(以下この条において「閲覧等」という。)を求めることができる。この場 くは資料の写し(電磁的記録にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面)の交 あっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧)又は当該意見書若し 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書若しくは資料の閲覧(電磁的記録に

会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない 覧等に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、 審査会は、第一項の規定による送付をし、又は閲覧等をさせようとするときは、当該送付又は閲 審査

審査会は、閲覧等について、日時及び場所を指定することができる。

5 第二項の規定による写しの交付その他の物品の供与を受ける者は、当該供与に要する費用を負担

(調査審議の会議の非公開

県条例第六十七号)第四十五条第一項の規定による諮問に応じて審査会が調査審議する会議は、 諮問庁からの諮問及び宮城県議会の保有する個人情報の保護に関する条例 (令和四年宮城

公

第十六条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、 するとともに、答申の内容を公表するものとする。 答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付

審査会は、第六条第二項の規定による建議をしたときは、その内容を公表するものとする。

2

第十七条 諮問庁は、諮問に対する答申があったときは、その答申を尊重して、審査請求についての

(秘密の保持)

裁決を行わなければならない

同様とする。

会

第十八条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、

(審査会への委任

第十九条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営及び調査審議の手続に関し必要な事項は、

第二十条 長が審査会に諮って定める (運用状況の公表 知事は、毎年度、各実施機関における個人情報の保護制度の運用状況を取りまとめ、これ

(実施機関への委任

を公表しなければならない

第二十一条 この条例に定めるもののほか、法及びこの条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が

(罰則)

別に定める

第二十二条 第十八条の規定に違反して秘密を漏らした者は、 一年以下の懲役又は五十万円以下の罰

金に処する

(施行期日)

第一条 この条例は、 令和五年四月一日から施行する。

(旧条例の廃止)

第二条 個人情報保護条例(平成八年宮城県条例第二十七号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。

て知り得た旧条例第二条第一号に規定する個人情報 人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、前条の規定の施行後も、なお 次に掲げる者に係る旧条例第十三条及び第十五条第二項の規定による職務上又は事務に関し 。 以 下 「旧個人情報」という。)をみだりに他

2

前条の規定の施行の際現に旧条例第二条第三号に規定する実施機関

(以下「旧実施機関の職員である者」という。) 又は前条の規定の施行前に

(以下「旧実施機関」とい

おいて旧実施機関の職員であった者(以下「旧実施機関の職員であった者」という。)のうち、

同条の規定の施行前において旧個人情報の取扱いに従事していたもの

前条の規定の施行前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた業務又は指定

管理者が行う公の施設の管理の業務に従事していた者

前条の規定の施行の際現にされている旧条例第十六条、第二十七条又は第三十三条の規定による

規定による保有個人情報の開示、訂正及び利用停止請求とみなす。この場合において、旧条例第二 旧個人情報の開示、訂正及び利用停止請求については、法第七十六条、第九十条又は第九十八条の

条第四項(旧条例第三十条第四項及び第三十六条第四項において準用する場合を含む。)の規定に 十一条第一項、第三十条第一項又は第三十六条第一項の規定による決定の義務及び旧条例第二十一

報

よる期間の延長については、なお従前の例による。

前条の規定の施行の際現にされている旧条例第三十七条の規定による諮問における調査審議につ

次に掲げる者が、

又は加工したものを含む。)を前条の規定の施行後に提供したときは、二年以下の懲役

県

務については、前条の規定の施行後も、なお従前の例による 委員であった者に係る旧条例第五十七条の規定による職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義

前項の規定によりなお従前の例によることとされた義務に違反して秘密を漏らした者は、

下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する

又は百万円以下の罰金に処する

宮

前条の規定の施行の際現に旧審査会の委員である者又は同条の規定の施行前において旧審査会の

により当該個人を容易に検索することができるように体系的に構成されたもの(その全部又は一部 た個人の秘密に属する事項が記録された行政文書であって、個人の氏名、 正当な理由がないのに、前条の規定の施行前において旧実施機関が保有してい 生年月日その他の記述等

4

5

城

公

3

いては、なお従前の例による

いう。)は、第六条第一項の規定により置かれた審査会となり、同一性をもって存続するものとする。 旧条例第四十六条第一項の規定により置かれた宮城県個人情報保護審査会(以下「旧審査会」と

年十月十三日までとする この場合において、旧審査会の委員である者の任期は、第八条第一項の規定にかかわらず、令和六

旧実施機関の職員である者又は旧実施機関の職員であった者

(35)

一項第二号に掲げる者

していた個人の秘密に属する事項が記録された行政文書 前項各号に掲げる者が、正当な理由がないのに、前条の規定の施行前において旧実施機関が保有 (前項に規定するものを除き、その全部又

は一部を複製し、 の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。 又は加工したものを含む。)を前条の規定の施行後に提供したときは、 一年以下

保有していた行政文書に記録されている旧個人情報を前条の規定の施行後に自己若しくは第三者の 不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、 第七項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た前条の規定の施行前において旧実施機関が 一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に

者が、その法人又は人の業務に関して前三項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その の項において同じ。)の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業 設の管理の事務を行う法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下こ 法人又は人に対しても、各項の罰金刑を科する。 前条の規定の施行前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた業務又は公の施

10

関する法律の規定を準用する。 行為につきその法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟

11

第四条 附則第二条の規定により旧条例の規定がその効力を失う前にした違反行為の処罰について

は、その失効後も、なお従前の例による。

情報公開条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年十二月二十一日

村 井 嘉

浩

○宮城県条例第七十三号

情報公開条例の一部を改正する条例

一年以

宮城県知事

は」を「及び」に、 開示決定等(」に、「、行政文書を」を「又は行政文書を」に、「、第十一条」を「(第十一条」に、 第六条第一項中「開示請求の」を「開示請求が」に、「起算して十五日以内に、」を「十四日以内に、 情報公開条例(平成十一年宮城県条例第十号)の一部を次のように改正する 「(以下「開示決定等」と総称する」を「を含む。) をいう。以下同じ」に改める。

に、「、非開示情報」を「、 不開示情報」に改める

第九条中「前条の規定により開示することができない情報

第八条第一項各号列記以外の部分中

の下に「(以下「不開示情報」という。)」を加える。

以 下

「非開示情報」という。)」を「不

とみなす

第十条及び第十一条中「非開示情報」を「不開示情報」に改める。

第十八条第一項中「(個人情報保護条例(平成八年宮城県条例第二十七号)を除く。)」を削る。

第十九条第一号中「非開示情報」を「不開示情報」に改める

第二十五条第三項中「とき」の下に「、又は会長が欠けたとき」を加える。

第二十七条第三項中「し、又は」を「又は」に改め、同条第四項中「ものに」を「者に」に、

第二十九条ただし書中「ただし」を「この場合において」に改める。

第三十条第一項ただし書及び第二項中「その他」を「、その他」に改める。

又は」を「又は」に改める。

第三十一条中「応じ、」を「応じて」に改める。

第三十二条に次の一項を加える。

2 審査会は、第二十二条第二項の規定による建議をしたときは、その内容を公表するものとする。

第三十九条中「実施のため」を「施行に関し」に改める。

第三十七条(見出しを含む。)中「施行の」を「運用」に改める

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。

(経過措置)

ている開示の請求は、この条例による改正後の情報公開条例第五条第一項の規定による開示の請求2.この条例の施行の際、この条例による改正前の情報公開条例第五条第一項の規定により現にされ

核燃料税条例をここに公布する。

令和四年十二月二十一日

三十一日

宮城県知事 村 井 嘉

浩

○宮城県条例第七十四号

果兑)艮瓜) 核燃料税条例

第一条 県は、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号。以下「法」という。) 第四条第三項の

規定に基づき、核燃料税を課する。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

で発電の用に供するものをいう。 発電用原子炉 原子力基本法(昭和三十年法律第百八十六号)第三条第四号に規定する原子炉

核燃料 原子力基本法第三条第二号に規定する核燃料物質で発電用原子炉に燃料として使用で

価額割核燃料の価額を課税標準として課する核燃料税をいう。

きる形状又は組成のものをいう。

出力割 発電用原子炉の熱出力を課税標準として課する核燃料税をいう。

(価額割の納税義務者等)

四

第三条 価額割は、発電用原子炉への核燃料の挿入に対し、当該発電用原子炉の設置者に課する。

前項の発電用原子炉への核燃料の挿入は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定め

- 巻重用系子言の安置後表別の合目になされたものとする。

という。)を受けた日四十三条の三の十一第三項の規定による確認(次条第三項において「使用前事業者検査の確認」四十三条の三の十一第三項の規定による確認(次条第三項において「使用前事業者検査の確認」がの規制に関する法律(昭和三十二年法律第百六十六号。以下「原子炉等規制法」という。)第発電用原子炉の設置後最初に核燃料の装荷が行われた場合(核原料物質、核燃料物質及び原子

に当該発電用原子炉への核燃料の装荷が行われた場合 当該検査が終了した日二 発電用原子炉について原子炉等規制法第四十三条の三の十六第一項の規定による検査の期間内

三 前二号に掲げる場合のほか、発電用原子炉への核燃料の装荷が行われた場合

当該装荷が終了

した日

(出力割の納税義務者等)

の設置者に課する。 第四条 出力割は、発電用原子炉を設置して行う運転及び廃止に係る事業に対し、当該発電用原子炉

出力割の課税標準の算定の基礎となる期間(以下「課税期間」という。)は、次に掲げる期間と

四月一日から六月三十日まで

七月一日から九月三十日まで

十月一日から十二月三十一日まで

一月一日から三月三十一日まで

査の確認を受けた日から当該使用前事業者検査の確認を受けた日の属する同項各号に掲げる期間の使用前事業者検査の確認を受けた場合、当該発電用原子炉に係る課税期間は、当該使用前事業者検3 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる期間の中途において、発電用原子炉の設置後最初に

号外第58号

4 期間及び当該課税期間の翌課税期間は、 受けた日 一項の規定にかかわらず、原子炉等規制法第四十三条の三の三十四第二項の規定による認可を (以下「認可日」という。) (第二項各号に掲げる期間の末日を除く。) の属する一の課税 次に掲げる期間とする。

当該認可日の属する第二項各号に掲げる期間の初日から当該認可日の属する月の末日まで

当該認可日の属する月の翌月の初日から同日の属する第二項各号に掲げる期間の末日まで

5 確認日」という。)の属する第二項各号に掲げる期間の初日から当該廃止措置確認日までとする。 た場合、当該確認を受けた発電用原子炉に係る課税期間は、当該確認を受けた日(以下「廃止措置 の三の三十四第三項において準用する原子炉等規制法第十二条の六第八項の規定による確認を受け 第二項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる期間の中途において、原子炉等規制法第四十三条

第五条 核燃料税の課税標準は、価額割にあっては発電用原子炉に挿入された核燃料(当該核燃料に 現在における発電用原子炉の熱出力とする。 は各課税期間の末日(廃止措置確認日の属する課税期間にあっては、 つき既に価額割が課され、又は課されるべきであったものを除く。)の価額とし、出力割にあって 当該廃止措置確認日の前日)

- 六条の規定により算定した取得原価とする。 前項の価額は、電気事業会計規則(昭和四十年通商産業省令第五十七号)第二十五条及び第二十
- 3 子炉の熱出力)とする。 三の八第一項の規定により変更の許可を受けた場合にあっては、当該変更の許可を受けた発電用原 の許可を受けた発電用原子炉の同条第二項第三号に規定する熱出力(原子炉等規制法第四十三条の 第一項の発電用原子炉の熱出力は、原子炉等規制法第四十三条の三の五第一項の規定により設置

宮

4 従い計算し、 税期間の月数を乗じて得た熱出力を三で除して得た熱出力とする。この場合における月数は、 課税期間が三月に満たない場合における第一項の発電用原子炉の熱出力は、 一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする 当該熱出力に当該課 暦に

第六条 価額割の税率は、百分の八・五とする。

- 2 出力割の税率は、 一の課税期間ごとに千キロワットにつき、二万二千三百円とする。
- 3 ごとに千キロワットにつき、 前項の規定にかかわらず、 認可日の属する月の翌月以降における出力割の税率は、 一万千百五十円とする 一の課税期間

第七条 核燃料税の徴収については、申告納付の方法による。

(申告納付の手続等

(37)

第八条 から起算して二月を経過する日の属する月の末日までに、規則で定めるところにより、 に、その申告した税額を納付書により納付しなければならない の挿入に対して課される価額割に関する次に掲げる事項を記載した申告書を知事に提出するととも 価額割の納税義務者は、 発電用原子炉に核燃料を挿入したときは、 当該核燃料を挿入した日

- う。次項において同じ。 の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第十五項に規定する法人番号をい 納税義務者の名称、所在地及び法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号
- 課税標準たる核燃料の価額及び税額

 $\stackrel{-}{-}$

- 核燃料の挿入のあった発電用原子炉の名称及び設置場所
- 核燃料の発電用原子炉への挿入年月日

四 三

その他知事が必要と認める事項

Ŧī.

- 2 定めるところにより、当該課税期間における出力割に関する次に掲げる事項を記載した申告書を知 事に提出するとともに、その申告した税額を納付書により納付しなければならない。 出力割の納税義務者は、各課税期間の末日の翌日から起算して二月を経過する日までに、規則で
- 納税義務者の名称、所在地及び法人番号
- 課税標準たる熱出力及び税額
- 発電用原子炉の名称及び設置場所

 \equiv

- 四 課税期間
- Ŧī. その他知事が必要と認める事項
- 3 規則で定めるところにより、修正申告書を提出するとともに、その修正により増加した税額がある 税標準たる核燃料の価額若しくは熱出力又は税額を修正しなければならない場合には、遅滞なく、 ときは、これを納付書により納付しなければならない。 前二項の規定により申告書を提出した者は、当該申告書を提出した後において当該申告に係る課

規定を準用する。この場合において、同条例第四条及び第四条の二第一項中「県税」とあるのは「核 四条、第四条の二、第七条第二項、 同条例第七条第二項中 核燃料税の賦課徴収については、 と、同条第二項中「徴収金を納付し、 過少申告加算金、 過少申告加算金、不申告加算金、 「前項に規定する県税以外の徴収金」とあるのは 不申告加算金、重加算金及び滞納処分費」と、 第十三条、 宮城県県税条例 第十六条の四、 又は納入する義務」とあるのは「核燃料税並びにこ 重加算金及び滞納処分費を納付する義務」と、 (昭和二十五年宮城県条例第四十二号) 第十七条第三項及び第百六十九条の 「核燃料税並びにこれに係 「県税事務所長」とあ

るのは 第 る 本文」と、 城県条例第七十四号)」 一百八十条」 「知事」 同条例第百六十九条中 ٤ ٤ 同条例第十三条第 同条例第十七条第一 ٤ 同条例第十六条の四中 「この条例」とあるのは 二項中 項中 「この条例」 第 項本文」とあるのは 「第十六条及び第十六条の二」 とあるのは 「核燃料税条例」と読み替えるものとす 「核燃料税条例 「法第二百八十三条第一 とあるのは (令和四 法 項

五年政令第二百四十五号) この条例に定めるもののほか、 及び地方税法施行規則 核燃料税の賦課徴収については、 (昭和二十九年総理府令第二十三号) 法、 地方税法施行令 の定めると (昭和二十

ころによる。 (委任)

第十条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、 規則で定める。

超えない範囲内において規則で定める日から施行する

この条例は、

法第二百五十九条第一項の規定による総務大臣の同意を得た日から起算して六月を

施行期日

附

則

2 前に発電用原子炉に挿入された核燃料の施行日以後における発電用原子炉への挿入については、 挿入及び発電用原子炉を設置して行う運転及び廃止に係る事業について適用する。ただし、 この条例は、この条例の施行の日 。 以 下 「施行日」という。)以後の発電用原子炉への核燃料 施行日

(この条例の施行に伴う課税期間の特例

3 施行日の属する課税期間は、 第四条第二項の規定にかかわらず、 施行日をその始期とする。

(この条例の失効

この条例は、施行日から起算して五年を経過した日に、 その効力を失う

5 対して課した、又は課すべきであった核燃料税については、 おける発電用原子炉への核燃料の挿入及び発電用原子炉を設置して行う運転及び廃止に係る事業に この条例は、 施行日からこの条例の失効の日 なおその効力を有する (以下「失効日」という。) 前項の規定にかかわらず、 の前日までの期間中に 同項に規定

(この条例の失効に伴う課税期間の特例

6 日をその終期とする。 失効日前の最後の課税期間は、 第四条第一 一項の規定にかかわらず、 失効日の属する月の前月

> 事務処理の特例に関する条例 0) 部を改正する条例をここに公布する。

月二十 Н

宮城県知事 村 井 嘉

浩

○宮城県条例第七十五号

事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

削り、 項から八の九の項までを一項ずつ繰り下げ、八の四の項の次に次のように加える。 七条の三第六項」を「第八十八条第六項」に改め、同表中八の十の項を八の十一の項とし、 事務処理の特例に関する条例 第 |条の表三の二の項タ中「第十四条第四項」を「第十四条第三項及び第四項」に改め、 同項ソ中 「レまで」を「タまで」に改め、 (平成十一年宮城県条例第五十四号) 同項ソを同項レとし、 の一部を次のように改正する。 同表八の三の項イ中 八の五の 「第八十

八の五 土地改良法(以下この項において「法」という。)に基づく 本第のうち、次に掲げるもの(県営土地改良区から徴収することができ より土地改良区に支払い、又は土地改良区から徴収することができ る場合を除く。)に限る。) イ 法第八十九条の二第十項におる換地処分を伴うもの(同条第十一項の規定による換色を除く。)に限る。) て は第八年九条の二第十項において準用する法第五十四条の三の 規定による換地処分を伴うもの(同条第十一項の規定により土地改良区から微収することができ はいて 「法」という。)に基づく 「本が、」という。)に基づく 「本が、」という。)に表が、「本が、」という。)に基づく 「本が、」という。」という。 Щ

色麻町」を加える。 市を除く。)」を加え、 一条の表二十二の二の項中 同表三十の二の項中「富谷市」 「仙台市 _ を削り、 の下に「 同表二十三の項中 柴田町」を、「大和町」の下に 「各市町村」 0) 下に

附 則

(施行期日

1 表八の三の項の改正規定は、 この条例は、 令和五年四月 公布の日から施行する。 日から施行する。 ただし、 第二条の表三の二の項の改正規定及び同

2

それぞれの法令 とみなす 当該市町村の長の行った処分その他の行為又は当該市町村の長に対してなされた申請その他の行為 に対してなされた申請その他の行為で施行日以後においては同表の下欄に掲げる市町村の長が管理 効力を有するもの又はこの条例の施行の日 この条例の施行の際改正後の事務処理の特例に関する条例第二条の表の上欄に掲げる事務に係る 及び執行することとなる事務に係るものは、 。 以 下 「法令」という。)の規定により知事が行った処分その他の行為で現にその 。 以 下 施行日以後における法令の規定の適用については、 「施行日」という。)前に法令の規定により知事

令和四年十二月二十一日

申請等の受理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

宮城県知事

村

井

嘉

浩

○宮城県条例第七十六号

申請等の受理の特例に関する条例の一部を改正する条例

申請等の受理の特例に関する条例(平成十二年宮城県条例第二十四号)の一部を次のように改正す

政の推進等に関する法律第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う 成十四年法律第百五十一号)第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して ものを除く。)」を加える。 行うものを除く。)」を加え、同表四の項及び八の項中「届出」の下に「(情報通信技術を活用した行 第二条の表三の項ロ中「届出」の下に「(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律 (平

則

この条例は、 公布の日から施行する。

総合運動場条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年十二月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉

浩

○宮城県条例第七十七号

宮

総合運動場条例等の一部を改正する条例

次に掲げる条例の規定中「国民体育大会」を「国民スポーツ大会」に改める

一 総合運動場条例(昭和五十六年宮城県条例第二号)第十六条第一項第五号及び第六号

一 ライフル射撃場条例(昭和五十七年宮城県条例第十八号)第十一条第一項第四号及び第五号

漁港管理条例(平成元年宮城県条例第二十一号)別表第七第四の項及び第五の項

この条例は、 令和五年一月一日から施行する。

損失補償契約に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例をここに

令和四年十二月二十一日

(39)

○宮城県条例第七十八号

損失補償契約に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例

村

井

嘉

浩

損失補償契約に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例(平成二十三年宮城県条例第百

二十八号)の一部を次のように改正する。

第二号中「協会又は機構」を「協会」に改め、「信用保証協会法第二十条第一項第一号に掲げる債務 興協会という名称で設立された法人をいう。以下「機構」という。)」及び「東日本大震災により被害 の保証をした場合又は機構がその事業として債務の保証をした場合において、その保証に係る債務 を受けた」を削り、「事業の再生を支援する」を「振興及び地域経済の活性化に資する」に改める。 (以下「」及び「」という。)」を削り、同号を同条第四号とし、同条第一号の次に次の二号を加える。 一 求償権 協会が、信用保証協会法第二十条第一項第一号に掲げる債務の保証をした場合におい 第二条第三号及び第五号を削り、同条第四号中「又は機構」を削り、同号を同条第五号とし、同条 第一条中「又は公益財団法人みやぎ産業振興機構(昭和二十九年四月一日に財団法人宮城県工業振 て、その保証に係る債務(以下「保証債務」という。)を履行することにより取得する中小企業 者等に対する債権をいう。

三 求償権の放棄等 求償権の放棄又は不等価譲渡(求償権の金額に満たない額での譲渡をいう。)

に改め、同条各号を次のように改める が次に掲げる計画のいずれかに基づくものであり、かつ、中小企業者等の振興及び地域経済の活性化」 中小企業者等の事業の再生」を「求償権の放棄等の申出があった場合において、当該求償権の放棄等 による譲渡に限る。以下同じ。)であって次に掲げるものをしようとする場合において、それにより 第三条中「又は機構が」を「から」に、「求償権の放棄又は譲渡(当該求償権の金額に満たない額

- 関が行う支援を受けて策定された事業の再生に関する計画 産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号)第百三十四条第二項に規定する認定支援機
- 二 独立行政法人中小企業基盤整備機構が産業競争力強化法第百四十条第一号の規定により出資を 行った投資事業有限責任組合の支援を受けて策定された事業の再生に関する計画
- より行われる支援を受けて策定された事業の再生に関する計画 独立行政法人中小企業基盤整備機構が行う産業競争力強化法第百四十条第二号に掲げる業務に

項第二号に規定する特定協定銀行である株式会社整理回収機構の支援を受けて策定された事業の 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律(平成十年法律第百三十二号)第五十三条第

宮 城 県 公 号外第58号 令和4年12月21日 水曜日 報 (40)第四条 知事は、前条の規定により回収納付金を受け取る権利を放棄したときは、これを議会に報告 第五条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。 この条例は、公布の日から施行する。 本則に次の二条を加える。 Ŧî. しなければならない。 (議会への報告) 規定する特定認証紛争解決手続に基づき策定された事業の再生に関する計画 規定する決定に基づき策定された事業の再生に関する計画 又は同法第二十条において準用する民事調停法(昭和二十六年法律第二百二十二号)第十七条に 条第三項に規定する特定調停(同法第十七条第一項に規定する調停条項を定めたものを除く。) 業の再生に関する計画 成二十三年法律第百十三号)第十九条第四項に規定する支援決定を行った中小企業者等に係る事 又は同法第三十二条の二第三項に規定する特定支援決定を行った中小企業者等に係る弁済計画 六十三号)第二十五条第四項に規定する再生支援決定を行った中小企業者等に係る事業再生計画 私的整理に関する準則として規則で定めるものに基づき策定された事業の再生等に関する計画 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律(平成十一年法律第百五十八号)第二 産業競争力強化法第二条第二十項に規定する特定認証紛争解決事業者が行う同条第二十一項に 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構が株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法(平 株式会社地域経済活性化支援機構が株式会社地域経済活性化支援機構法(平成二十一年法律第 則